

第五十五回国会 社会労働委員会 議院 會議錄 第十六号

昭和四十二年六月六日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

委員菅波茂君、伊藤惣助九君及び北側義一君辭任につき、その補欠として佐々木秀世君、大橋敏雄君及び浅井美幸君が議長の指名で委員に選任された。

委員佐々木秀世君辭任につき、その補欠として菅波茂君が議長の指名で委員に選任された。

同日

精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三九号)

同日

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(大原亨君外四十一名提出、衆法第一四号)

同日

健康保険制度改悪反対に関する請願(堂森芳夫君紹介(第一〇八七号))

同外八件(松前重義君紹介(第一二一六号))

同外八件(松前重義君紹介(第一二一六号))

同外八件(松前重義君紹介(第一二一六号))

同外八件(松前重義君紹介(第一二一六号))

同外八件(松前重義君紹介(第一二一六号))

同外八件(松前重義君紹介(第一二一六号))

同外八件(松前重義君紹介(第一二一六号))

同外八件(松前重義君紹介(第一二一六号))

同外八件(松前重義君紹介(第一二一六号))

田甲子七君紹介(第一二一五号)

同(小坂善太郎君紹介(第一二四〇号))

同(原健三郎君紹介(第一二七八号))

同(佐野憲治君紹介(第一二二三号))

同(愛知揆一君紹介(第一二二三号))

同(荒木萬壽夫君紹介(第一二二四号))

同(佐野憲治君紹介(第一二二五号))

同(愛知揆一君紹介(第一二二四号))

同(心臓手術のため供血制度改善に関する請願(荒木萬壽夫君紹介(第一二二六号))

同(佐野憲治君紹介(第一二二七号))

同(愛知揆一君紹介(第一二二五号))

同(日本土木建築労働組合設立に関する請願(森下國雄君紹介(第一二二八号))

同(健康保険制度改善に関する請願外一件(堀昌雄君紹介(第一二四一号))

同外八十四件(永江一夫君紹介(第一二四九号))

同(渡海元三郎君紹介(第一二三八号))

同(石田有全君紹介(第一二七九号))

同(引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願(田畑金光君紹介(第一二四八号))

同(菅波茂君紹介(第一二〇七号))

同(川野茂満君紹介(第一二〇八号))

る請願(河野洋平君紹介(第一二五二号))

同(本虎三君紹介(第一二五九号))

同(河野正君紹介(第一二七七号))

同(神門至馬夫君紹介(第一二九三号))

同(健康保険、厚生年金等の制度改悪反対に関する請願(島本虎三君紹介(第一二六〇号))

同(児童福祉施設最低基準の改訂に関する請願(後藤俊男君紹介(第一二七五号))

同(中野四郎君紹介(第一二七六号))

同(西風敷君紹介(第一二九二号))

同(加藤万吉君紹介(第一二〇五号))

同(菅波茂君紹介(第一二〇六号))

同(橋本龍太郎君紹介(第一二一九号))

同(広瀬秀吉君紹介(第一二二七号))

同(藤本孝雄君紹介(第一二三八号))

同(蔵内修治君紹介(第一二二三号))

同(全国全産業、一律最低賃金制確立等に関する請願(河野正君紹介(第一一九〇号))

同(西風敷君紹介(第一一九一号))

同外三件(加藤万吉君紹介(第一二〇四号))

同(加藤勤十君紹介(第一二二六号))

同(西風敷君紹介(第一二三九号))

同外三件(平林剛君紹介(第一二四〇号))

同(全国全産業、一律最低賃金制及び医療保障の確立等に関する請願(神門至馬夫君紹介(第一一九四号))

同(季節保育所開設の補助基準緩和に関する請願(川野茂満君紹介(第一二〇二号))

同(衛生検査技師法の一部改正に関する請願(中野四郎君紹介(第一二二〇号))

同(農協及び生協の共同利用施設の理容事業規制に関する請願(関谷勝利君紹介(第一二三四号))

同(療術の新規開業制度に関する請願(河本敏夫君紹介(第一二三六号))

同(大石武一君紹介(第一二五一号))

同(厚生年金保険法の特例老齢年金制度改善に関する請願(増)

同(増田甲子七君紹介(第一二二四号))

同外一件(床次徳二君紹介(第一二二五号))

同(戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願外一件(池田正之輔君紹介(第一二〇九号))

同(廣瀬正雄君紹介(第一二七八号))

同(外務省北米局安

全保障課長

浅尾新一郎君

専門員

安中 忠雄君

委員外の出席者

有馬 元治君

出席政府委員

警察庁警備局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁事務

部長

労働大臣官房長

労働省労働基準

局長

労働省職業安定

局長

有馬 元治君

村上 茂利君

辻 英雄君

江藤 淳雄君

小幡 久男君

川島 広守君

早川 崇君

労働 大臣

出席國務大臣

淺井 美幸君

出席委員

理事 齋藤 邦吉君

理事 橋本龍太郎君

理事 田邊 誠君

理事 菅波 茂君

理事 地崎三郎君

理事 増岡 博之君

理事 栗山 秀君

理事 渡辺 肇君

理事 枝村 要作君

理事 島本 虎三君

理事 八木 一男君

理事 本島百合子君

理事 大橋 敏雄君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

理事 西風 敷君

理事 山本 政弘君

理事 淺井 美幸君

理事 菅波 茂君

理事 田中 正巳君

理事 中山 マサ君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

理事 西風 敷君

理事 山本 政弘君

理事 淺井 美幸君

理事 菅波 茂君

理事 田中 正巳君

理事 中山 マサ君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

出席委員

理事 齋藤 邦吉君

理事 橋本龍太郎君

理事 田邊 誠君

理事 菅波 茂君

理事 地崎三郎君

理事 増岡 博之君

理事 栗山 秀君

理事 渡辺 肇君

理事 枝村 要作君

理事 島本 虎三君

理事 八木 一男君

理事 本島百合子君

理事 大橋 敏雄君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

理事 西風 敷君

理事 山本 政弘君

理事 淺井 美幸君

理事 菅波 茂君

理事 田中 正巳君

理事 中山 マサ君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

理事 西風 敷君

理事 山本 政弘君

理事 淺井 美幸君

理事 菅波 茂君

理事 田中 正巳君

理事 中山 マサ君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

出席委員

理事 齋藤 邦吉君

理事 橋本龍太郎君

理事 田邊 誠君

理事 菅波 茂君

理事 地崎三郎君

理事 増岡 博之君

理事 栗山 秀君

理事 渡辺 肇君

理事 枝村 要作君

理事 島本 虎三君

理事 八木 一男君

理事 本島百合子君

理事 大橋 敏雄君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

理事 西風 敷君

理事 山本 政弘君

理事 淺井 美幸君

理事 菅波 茂君

理事 田中 正巳君

理事 中山 マサ君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

理事 西風 敷君

理事 山本 政弘君

理事 淺井 美幸君

理事 菅波 茂君

理事 田中 正巳君

理事 中山 マサ君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

出席委員

理事 齋藤 邦吉君

理事 橋本龍太郎君

理事 田邊 誠君

理事 菅波 茂君

理事 地崎三郎君

理事 増岡 博之君

理事 栗山 秀君

理事 渡辺 肇君

理事 枝村 要作君

理事 島本 虎三君

理事 八木 一男君

理事 本島百合子君

理事 大橋 敏雄君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

理事 西風 敷君

理事 山本 政弘君

理事 淺井 美幸君

理事 菅波 茂君

理事 田中 正巳君

理事 中山 マサ君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

理事 西風 敷君

理事 山本 政弘君

理事 淺井 美幸君

理事 菅波 茂君

理事 田中 正巳君

理事 中山 マサ君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山口 敏夫君

理事 淡谷 悠藏君

理事 加藤 万吉君

出席委員

理事 齋藤 邦吉君

理事 橋本龍太郎君

理事 田邊 誠君

理事 菅波 茂君

理事 地崎三郎君

理事 増岡 博之君

理事 栗山 秀君

理事 渡辺 肇君

理事 枝村 要作君

理事 島本 虎三君

理事 八木 一男君

理事 本島百合子君

同(永江一夫君紹介)(第二二七号)
同(加藤六月君紹介)(第二二五三号)
同(河上民雄君紹介)(第二二五四号)
同(田中武夫君紹介)(第二二五五号)
同(中川俊忠君紹介)(第二二五六号)
同(堀川恭平君紹介)(第二二五七号)
同(島本虎三君紹介)(第二二七一号)
同(鍛冶良作君紹介)(第二二七二号)
同(砂田重民君紹介)(第二二七三号)
同(渡海元三郎君紹介)(第二二七四号)
同(内藤隆君紹介)(第二二七五号)
同(西村榮一君紹介)(第二二七六号)
同(原健三郎君紹介)(第二二七七号)
戦後長期抑留者の処遇に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第二二四二号)
人命尊重に関する請願(床次徳二君紹介)(第二二五一号)
健康保険法改悪反対に関する請願外一件(岡本隆一君紹介)(第二二五八号)
同外二件(柳田秀一君紹介)(第二二五九号)
同(玉置一徳君紹介)(第二二六一号)
戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願(栗山秀君紹介)(第二二六八号)
戦没者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願(栗山秀君紹介)(第二二六九号)
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(島本虎三君紹介)(第二二七〇号)
精神衛生思想の普及等に関する請願(本島百合子君紹介)(第二二八〇号)
戦傷病者に対する傷病恩給等を生活保護法の収入対象より除外に関する請願(栗山秀君紹介)(第二二八二号)
東京都内湾のハゼを守るため環境保持に関する請願(佐藤観次郎君紹介)(第二二八四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第四三三号)
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)
雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)(予)
労働関係の基本施策に関する件

○川野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及び予備付託の雇用促進事業団法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

第一条 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「若しくは六月において通算して六十日以上」を削り、同条第二号中「四箇月」を「五箇月」に改める。

第十一条中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第十四条第一項中「十一日」を「十六日」に改める。

第十七条第二項中「二十円」を「配偶者にあつては三十円、子にあつては二十円」に改める。

第二十条の二第二項ただし書中「十年以上である者について」を「二十年以上である者について」に改め、同条第三項第二号中「離職の日」を「離職の日以前」に、「又はこの条第一項若しくは次項」を「この条第一項若しくは次項又は次条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（短期循環受給者の給付日数）
第二十条の二の二 次の各号に該当する受給資格者を短期循環受給者とする。
一 前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる期間が一年未満であるか、又は同項第二号に掲げる期間が一年以上であつて、当該期間の計算の基礎となる前後の通算対象期間の間において失業保険金の支給を受けたことがあり、かつ、当該失業保険金に係る離職の日(その日が二以上あるときは、最も新しい日)以前の通算対象期間を除いて計算した場合における同号に掲げる期間及びその期間を同号に掲げる期間から減じた期間がいずれも一年未満であること。
二 第十五条第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して九箇月以下であること。
三 前号の一年の期間内に失業保険金の支給を受けたことがあり、かつ、当該失業保険金に係る離職の日(その日が二あるときは、そのうち新しい日)において、前二号に該当したこと。
四 前号の離職の日以前一年の期間内に失業保険金の支給を受けたことがあり、かつ、次に該当したこと。
イ 当該失業保険金に係る離職の日(その日が二あるときは、そのうち新しい日)における被保険者であつた期間が前条第一項第一号に掲げる期間であるときは、同日において、第一号及び第二号に該当したこと。
ロ 当該失業保険金に係る離職の日(その日が二あるときは、そのうち新しい日)における被保険者であつた期間が前条第一項第二号に掲げる期間であるときは、同日において第一号及び第二号に該当し、かつ、当該期間の計算の基礎となつた各通算対象期間(前後の通算対象期間

の間において失業保険金の支給を受けたことがあるときは、その失業保険金に係る離職の日以前の通算対象期間を除く。)に係る被保険者の資格の取得の日(その日が二以上あるときは、最も古い日)が当該失業保険金に係る離職の日以前二年の期間内にあつたこと。

短期循環受給者には、第二十条第一項及び前条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、受給期間内において、通算してそれぞれ当該各号に規定する日数分をこえては失業保険金を支給しない。
一 その者が前条第四項の規定に該当する場合 四十五日分
二 その者が前条第四項の規定に該当しない場合 九十日分

第一項の規定の適用については、受給資格者が、第二十三条第一項(第二十六条第十項及び第二十六条の二第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当したとき、又は傷病給付金若しくは就職支度金の支給を受けたときは、失業保険金の支給を受けたものとみなし、第二十三条第一項の規定によつて支給しないこととされた失業保険金(傷病給付金及び就職支度金を含む。)又は当該傷病給付金若しくは就職支度金に係る離職の日、支給を受けた失業保険金に係る離職の日とみなす。

第二十条の三第一項中「その措置に基づき失業保険金を支給することができ日数」の下に「第二十条の七第一項の規定により失業保険金が支給される場合には、同項の規定により失業保険金を支給することができ日数」を加える。

第二十条の四に次の一項を加える。
受給資格者が、第一項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支給を受けることができる場合には、第十八条第一項中「一年間」とあるのは、「一年に第二十条の四第一項に規定する政令の定める日数

の間にあつたこと。

を加えた期間」と読み替えるものとする。

第二十条の六の次に次の一条を加える。
(短期循環受給者に関する給付日数の延長)

第二十条の七 所定給付日数が四十五日である受給資格者が、政令で定める基準に照らし労働大臣が必要があると認めて指定する地域に居住し、かつ、政令で定める就職が特に困難な者に該当する場合には、労働大臣が地域ごとに指定する期間内に限り、四十五日を限度として、所定給付日数をこえて、その者に失業保険金を支給することができる。

第二十条の四第三項、第二十条の五及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

第二十一条第一項中「第二十条の五第一項本文に規定する者を除く。」を「第二十条の五第一項本文に規定する者及び前条第一項の規定により所定給付日数をこえて失業保険金の支給を受けている者を除く。以下この条において同じ。」に改め、同条第二項中「(第二十条の五第一項本文に規定する者を除く。)」を削る。

第二十三条の二の見出しとして「(返還命令等)」を加え、同条第一項中「その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帯して失業保険金の全部又は一部の返還をすべきこと」を「当該詐欺その他不正の行為によつて支給を受けた失業保険金の額の二倍に相当する額以下の金額の納付をすべきこと」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「返還」を「返還又は納付」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帯して、同項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすべきことを命ずることができる。

第二十六条の二第二項中「その措置に基き失業保険金を支給することができる日数」の下に「第二十条の七第一項の規定により失業保険金が支給される場合には、同項の規定により失業保険金を支給することができる日数」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

所定給付日数が四十五日である受給資格者の就職支度金の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号の規定に該当する受給資格者については失業保険金の二十五日分に相当する額、同項第二号の規定に該当する受給資格者については失業保険金の十五日分に相当する額とする。

第三十八条の二中「又は前六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の五第一項中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第三項」に改め、同条第二項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の六第二項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の八中「第一級五百円、第二級三百円」を「第一級七百六十円、第二級五百円、第三級三百三十円」に改める。

第三十八条の九第二項第一号中「保険料の中」を「保険料のうち」に、「二十八日分以上」を「二十四日分以上」に改め、同項第二号中「保険料の中、第一級の保険料が二十八日分に満たない者」を「保険料のうち、第一級又は第二級の保険料が二十四日分以上である者(前号に該当する者を除く。)」に改め、同項に次の二号を加える。

三 納付された保険料のうち、第一級又は第二級の保険料が二十四日分未満である者であつて、第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が二十四日に達するまで第三級の保険料の納付額を加算した額を二十四で除して得た額が第二級の保険料の日額以上であるものについては、第二

級の失業保険金の日額

四 前三号のいずれにも該当しない者については、第三級の失業保険金の日額

第三十八条の九の二第二項第一号中「十一日分以上、かつ、通算して八十四日分以上」を「十四日分以上」に改め、同条第三項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の九の三第二号イ中「八十四日分以上」を「七十二日分以上」に改め、同号ロ中「第一級の保険料が八十四日分に満たないとき」を「第一級又は第二級の保険料が七十二日分以上であるとき(イに該当するものを除く。)」に改め、同号にハ及びニとして次のように加える。

ハ 第一号の六月間に納付された保険料のうち、第一級又は第二級の保険料が七十二日分未満の場合であつて、第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が七十二日に達するまで第三級の保険料の納付額を加算した額を七十二で除して得た額が第二級の保険料の日額以上であるときは、第二級の失業保険金の日額

ニ イからハまでのいずれにも該当しないときは、第三級の失業保険金の日額

第三十八条の十一第一項中「第一級二十四円、第二級十六円」を「第一級三十六円、第二級二十四円、第三級十六円」に、「六百六十円以上」の場合、第一級、六百六十円未満の場合、第二級、六百六十円以上千円未満の場合、第一級、六百六十円未満の場合、第三級に改め、同条第二項中「十二円、第二級」を「十八円、第二級」に改め、第三項中「十一円」を「十六円」に改める。

第三十八条の二十中「十一円」を「十六円」に改める。

第三十八条の二十七第四項中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第二項に」、「第二十六条の二第五項」を「第二十六条の二第六

項」に改める。

第四十条第一項中「第二十三条の二第二項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第四十七条第一項中「徴収金」の下に「若しくは第二十三条の二第二項若しくは第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額」を加える。

第二条 失業保険法の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「五人以上の労働者(第三十八条の二の日雇労働者を含む。本条において以下同じ。)」を雇用する事業主。但し、左に掲げる事業を行うものを除く。を「次に掲げる事業以外の事業を行なう事業主」に改め、同条ハ中「事業」の下に「であつて、政令で定めるもの」を加え、同条第二号中「であつて五人以上の労働者を雇用するもの」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条中「第八条及び前条」を「及び第八条」に、「第二号」を「又は第二号」に改め、「又は第四号に該当する者が十四日を超過して引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合」を削り、同条第四号及び第五号を削る。

第三十八条の五第一項中「第九条」を削る。

第三条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。
この法律においては、労働者を使用する事業又は事務所(以下「事業」という。)を適用事業とする。

附則 (施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中失業保険法第十条、第十一条、第十四条、第十七条、第二十三条の二、第三十八条の二、第三十八条の五、第三十八条の六、第三十八条の九の二、第三十八条の十一

及び第三十八条の二十の改正規定、同法第三十八条の二十七の改正規定（第二十三條の二第一項を「第二十三條の二第二項」に改める部分に限る。）、並びに同法第四十條及び第四十七條の改正規定並びに附則第二條から第四條まで、第八條、第十條及び第十二條の規定、附則第十八條中炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九號）第十七條の二の改正規定並びに附則第十九條の規定 昭和四十二年六月一日

二 第一條中失業保険法第三十八條の八、第三十八條の九及び第三十八條の九の三の改正規定並びに附則第九條及び第十一條の規定 昭和四十二年七月一日

三 第一條中失業保険法第二十條の二の改正規定、同法第二十條の三及び第二十條の四の改正規定、同法第二十條の六の次に一條を加える改正規定、同法第二十一條及び第二十六條の二の改正規定並びに同法第三十八條の二十七の改正規定（第二十六條の二第五項を「第二十六條の二第六項」に改める部分に限る。）、並びに附則第五條から第七條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに附則第十八條中炭鉱離職者臨時措置法第十八條の改正規定 昭和四十二年十一月一日

四 第二條及び第三條の規定並びに附則第十三條から第十五條までの規定 この法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日

（被保険者から除外される者の範囲に関する経過措置）

第二條 昭和四十二年六月一日前に四箇月をこえ、五箇月以内の期間を定めて雇用された者であつて、その雇用期間の終了の日が同日以後であるものの当該雇用に係る被保険者の資格については、第一條の規定による改正後の失業保険法第十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（被保険者期間の計算に関する経過措置）

第三條 第一條の規定による改正後の失業保険法第十四條第一項の規定は、昭和四十二年六月一日以後の被保険者であつた期間についての被保険者期間の計算について適用し、同日前の被保険者であつた期間についての被保険者期間の計算については、なお従前の例による。

（失業保険金等の日額に関する経過措置）

第四條 昭和四十二年六月一日前の失業の日に係る失業保険金の日額及び同日前の疾病又は負傷のため職業につくことができない日に係る傷病給付金の日額については、なお従前の例による。

（給付日数に関する暫定措置）

第五條 失業保険法第十五條第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職の日が昭和四十一年四月一日から昭和四十二年十月三十一日までの期間内にある者であつて、当該離職の日において同法第二十條の二第四項の規定に該当し、かつ、当該受給資格に基づく失業保険金（傷病給付金又は就職支度金を含む。）の支給を受けたものは、第一條の規定による改正後の同法第二十條の二の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、短期循環受給者とし、（給付日数に関する経過措置）

第六條 第一條の規定による改正後の失業保険法第二十條の二の二第一項第四号に規定する同法第二十條の二第一項第一号に掲げる期間に係る被保険者の資格の取得の日又は同法第二十條の二の二第一項第四号に規定する通算対象期間に係る被保険者の資格の取得の日が昭和四十二年十一月一日前である受給資格者は、同項の規定にかかわらず、短期循環受給者とし、（受給期間の延長に関する経過措置）

第七條 第一條の規定による改正後の失業保険法第二十條の四第五項の規定は、受給期間が昭和四十二年十月三十一日以後に満了する者について適用する。

（返還命令等に関する経過措置）

第八條 第一條の規定による改正後の失業保険法第二十三條の二（同法第二十五條第四項、第二十六條第十項、第二十六條の二第六項及び第二十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年六月一日以後の詐欺その他の不正の行為によつて保険給付の支給を受けた場合について適用し、同日前の詐欺その他の不正の行為によつて保険給付の支給を受けた場合の保険給付に相当する金額の返還命令については、なお従前の例による。

（日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給に関する経過措置）

第九條 昭和四十二年七月において第一條の規定による改正後の失業保険法第三十八條の六の規定により支給すべき失業保険金（同年六月中における第一級の保険料の納付日数が十二日以上である者に対して支給するものに限る。）は、同法第三十八條の九第二項の規定にかかわらず、第一級の失業保険金の日額によるものとする。

2 昭和四十二年七月において第一條の規定による改正後の失業保険法第三十八條の六の規定により支給すべき失業保険金（同年六月中における第一級の保険料の納付日数が十二日未満である者に対して支給するものに限る。）については、同年五月において納付された第一條の規定による改正前の同法第三十八條の十一の規定による第一級又は第二級の保険料は、第一條の規定による改正後の同法第三十八條の九の三第二号の規定にかかわらず、第一級の失業保険金の日額によるものとする。

第三級の保険料とみなして、同法第三十八條の九第二項の規定を適用する。

（日雇労働被保険者に係る受給要件の特例に関する経過措置）

第十條 失業保険法第三十八條の九の二第一項第一号の六月の最後の月が昭和四十二年二月から十月までのいずれかの月であつて、当該六月間のうち同年五月以前の月に係る保険料が各月十一日以上納付されており、かつ、当該六月間に通算して八十四日以上納付されている場合には、第一條の規定による改正後の同法第三十八條の九の三第二号の規定にかかわらず、第一級の失業保険金の日額によるものとする。

（日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給の特例に関する経過措置）

第十一條 第一條の規定による改正後の失業保険法第三十八條の九の二第一項の申出をした者であつて、同項第一号の六月の最後の月が次の表の上欄に規定する月であるものに対して、それぞれ当該月の翌月以後四月の期間内において同法第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金（同表の中欄に規定する期間において納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ同表の下欄に規定する日分以上である場合に限る。）は、同法第三十八條の九の三第二号の規定にかかわらず、第一級の失業保険金の日額によるものとする。

昭和四十二年六月	昭和四十二年六月一日から同月三十日まで	十二日分
昭和四十二年七月	昭和四十二年六月一日から同年七月三十一日まで	二十四日分
昭和四十二年八月	昭和四十二年六月一日から同年八月三十一日まで	三十六日分
昭和四十二年九月	昭和四十二年六月一日から同年九月三十日まで	四十八日分
昭和四十二年十月	昭和四十二年六月一日から同年十月三十一日まで	六十日分

2 第一條の規定による改正後の失業保険法第三十八條の九の二第一項の申出をした者であつて、同項第一号の六月の最後の月が前項の表の上欄に規定する月である者に対して、それぞれ

当該月の翌月以後四月の期間内において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金（同表の中欄に規定する期間において納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ同表の下欄に規定する日分未満である場合に限る。）については、当該六月間（昭和四十二年六月以後の期間を除く。）において納付された第一項の規定による改正前の同法第三十八条の十一の規定による第一級又は第二級の保険料は、第一項の規定による改正後の同条の規定による第二級又は第三級の保険料とみなして、同法第三十八条の九の三第二号の規定を適用する。

（日雇労働被保険者に係る保険料に関する経過措置）

第十二条 第一条の規定による改正後の失業保険法第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和四十二年六月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

（当然被保険者に関する暫定措置）

第十三条 五人未満の労働者を雇用する事業主であつて、政令で定めるものは、第二条の規定による改正後の失業保険法第六条の規定にかかわらず、当分の間、同条各号の事業主としない。

第十四条 第二条の規定による改正後の失業保険法第六条各号の事業主で前条に規定する事業主に該当しないものが、これに該当するに至つた場合におけるその事業主に雇用される者の被保険者の資格の取得については、第二条の規定による同法第九条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置）

第十五条 第三条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三条第一項に規定する事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第三条の規定による改正後の同項の適用事業としない。

2 前項に規定する事業は、任意適用事業とする。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第十六条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項を次のように改める。

勤続期間六月以上で退職した職員であつて、第一号に規定する退職手当の額が第二号に規定する額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している場合において、当該退職手当の額を第二号に規定する失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数をこえて失業しているときは、当該退職手当のほか、そのこえる部分の失業の日につき第二号に規定する失業保険金の日額に相当する金額を、退職手当として、失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）の規定による失業保険金の支給の条件に従ひ、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他の政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）において支給する。ただし、第二号に規定する失業保険金の支給を受けることができる日数から当該退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数を減じた日数をこえては支給しない。

一 当該退職の日において、その者がすでに支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額

二 その者が失業保険法の規定による失業保険の被保険者であつた者と、その者の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者であつた期間があるときは、その期間のうち

ち政令で定める期間につき政令で定めるところにより算定した期間を当該勤続期間に加えた期間）の年月数を同法に規定する被保険者期間の計算の基礎となる被保険者であつた期間の年月数と、当該退職の日を同法第十五条第一項の規定に該当するに至つた後における最初の退職の日とみなして同法の規定（第二十条の二の二の規定を除く。）を適用した場合に、同法の規定により、その者が支給を受けることができる失業保険金の日額に、当該退職の日の翌日から起算して一年の期間内にその者が失業保険金の支給を受けることができる日数（政令で定める者にあつては、同法第二十条の二の二の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数）を乗じて得た額

第十条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定に該当する」を「勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している」に、「同項に規定する失業保険金の額」を「その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき失業保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる失業保険金の日額」に、「失業保険法の規定による」を「同法の規定による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき失業保険法の規定を適用した場合にその者が同法の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数分（政令で定める者にあつては、同法第二十条の二の二の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数分）をこえては支給しない。

第十条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項を前項に」を「公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときは、当該日まで」を「公共職業訓練

等を受ける場合においては、第一項又は前項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項から前項までに規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、労働大臣が失業保険法第二十条の四第一項の規定による措置を決定した場合には当該措置に基づく失業保険金の支給の例により、その者が第一項第二号又は第二項ただし書に規定する政令で定める者であつて同法第二十条の七第一項に規定する地域に居住し、かつ、同項に規定する政令で定める就職が特に困難な者に該当する場合に同条の規定の例により、それぞれ第一項又は第二項の退職手当を、失業保険金の支給の条件に従ひ支給することができる。

第十条第六項中「第一項、第三項及び前項を」を「前各項に、又は第三項を又は第二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第二項に」、相当する額を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 失業保険法第二十三条の二の規定は、詐欺その他不正の行為によつて第一項から第五項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合に準用する。

（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 前条の規定による国家公務員等退職手当法の規定の改正に伴ひ必要な経過措置は、政令で定める。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第十八条 炭鉱離職者臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「十一日」を「十六日」に改める。

第十八条第一項中「若しくは第二十条の三第一項」を「第二十条の二の二第二項、第二十

条の第三項若しくは第二十條の七第一項」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七條の二第一項の規定は、昭和四十二年六月一日以後の炭鉱労働者として雇用された期間に係る賃金日額の算定について適用し、同日前の炭鉱労働者として雇用された期間に係る賃金日額の算定については、なお従前の例による。

理由

労働者五人未満の事業所等に雇用される労働者の福祉の向上を図るため、これらの労働者に対する失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうとともに、失業保険制度において、給付内容の改善、短期循環受給者に係る給付日数の合理化等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行なう援助について必要な協力を行なうこと。

第十九条第三項に次の一号を加える。

三 身体に障害のある者を雇い入れる事業主に對して、身体に障害のある者の作業を容易にするため必要な施設又は設備の設置又は整備

に要する資金の貸付けを行なうこと。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

理由

労働者の能力に適応する雇用を促進するため、雇用促進事業団が、雇用に関し事業主に対して行なう職業安定機関の援助について必要な協力を行なうとともに、身体に障害のある者を雇い入れる事業主に対して身体に障害のある者の作業を容易にするため必要な施設又は設備の設置等に要する資金の貸付けを行なうことができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○川野委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。労働大臣早川崇君。

○早川國務大臣 ただいま議題となりました失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

失業保険法及び労働者災害補償保険法は、いずれも、昭和二十二年に制定されて以来、数次の改正により逐次その内容を整備してきたところであり、現在までのところ、両保険とも、労働者五人未満の事業所の大部分については未適用のままとなっており、これらの零細企業に働く恵まれない労働者に両保険を全面的に適用し、その福祉の増進をはかることは、労働政策上の多年の懸案であつたのであります。

また、失業保険につきましては、低所得層を中心に給付内容を改善し失業者の生活の一層の安定をはかる必要があると考えるのであります。

さらに、失業保険におきましては、近年、いわゆる季節的な短期循環受給者が著しく増加し、昭和四十年年度において五十八万人、給付額は三百億円

に達しております。全被保険者の三割にすぎない五十八万人の人々が全給付額の三割を受けるといふ不均衡な状態が毎年繰り返され、他の被保険者及び使用者に多大の負担をかけるという状態にあるわけであり、したがって、この際このような不均衡を是正するために、短期循環受給者の生活に激変を与えないよう十分配慮しつつ、給付日数の合理化をはかる必要があると考えるのであります。なお、最近不正受給が著しく増加し、かつ、悪質化しておりますので、この際、その防止をはかる必要があると考えるのであります。

このような事情にかんがみ、政府といたしましては、ここに失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用の拡大、失業保険における給付内容の改善及び短期循環受給者にかかる給付日数の合理化等を行なうことを主とした失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、失業保険及び労働者災害補償保険における適用の拡大であります。まず、失業保険につきましては、労働者五人未満の事業主に雇用される者を当然被保険者とするともに、あわせて、従来、当然被保険者とされていなかった教育、研究または調査の事業に雇用される者も、政令で定める場合を除き、新たに当然被保険者とするところといたしました。なお、労働者五人未満の事業であつても、短期間の臨時的なものの等保険制度を適用するに適用しないものについては、政令により、当然適用としないことといたしました。

次に、労働者災害補償保険につきましては、労働者を使用する事業は、すべて当然適用事業とするものであります。失業保険と同様に、政令で定める事業は、当然の間、任意適用事業とすることとしたのであります。

第二は、失業保険における給付内容の改善であります。

その一は、一般失業保険の失業保険金の日額の

引き上げでありまして、配偶者にかかる扶養加算の日額を現行の二十円から三十円に引き上げることとしたいたしました。また、告示の改正により賃金の比較的低い等級の日額を十円引き上げることとしたのであります。

その二は、日雇い失業保険における給付の改善でありまして、現行の二段階制の失業保険金の日額を三段階制に改め、新たに第一級七百六十円の日額を設け、これに伴い、保険料の日額及び保険金日額の等級の決定方法等について所要の改正を行なうこととしたのであります。

第三は、失業保険における給付日数等の合理化、不正受給を防止するための新たな制度の創設等であります。

その一は、短期循環受給者、すなわち、一年に満たない程度の短期間の雇用を三回繰り返し、一回目及び二回目について保険給付を受けたことがある者の所定給付日数は、現行法では、通常の場合には、九十日となりますが、これを三回目から四十五日とすることとして、他の被保険者との均衡をはかることとしたのであります。しかしながら、すでに短期循環受給をしている者については、その生活に激変を与えないため、従来どおりの給付を行なうこととするともに、今後新たに短期循環受給者となる者についても、季節的に失業者が多発する地域に居住し、かつ、就職が特に困難な者、すなわち、三十五歳以上の中高年齢者及び三十五歳未満の扶養親族を有する者については、四十五日を限度として給付日数を延長することとして、実質的に給付の減少とならないよう配慮いたしております。なお、この措置により所定給付日数が四十五日となる者の就職支度金についても、所要の改正を行なうこととしたのであります。

その二は、被保険者であつた期間が通算して二十年以上である場合の所定給付日数を、現行の二百七十日から三百日に改め、これらの者の生活の安定をはかることとしたのであります。なお、これに関連して広域職業紹介地域にかかる給付日

の引き上げであります。配偶者にかかる扶養加算の日額を現行の二十円から三十円に引き上げることとしたいたしました。また、告示の改正により賃金の比較的低い等級の日額を十円引き上げることとしたのであります。

数の延長措置を受ける者について、受給期間を延長することとした。

その三は、詐欺その他不正の行為によって保険給付の支給を受けた者が、現行の不正受給金の返還命令制度に加え、その支給を受けた者に対して、その詐欺その他不正の行為によって支給を受けた金額の二倍以下の金額を納付すべきことを命ずることができるとし、また、その不正受給について事業主にも責任が認められる場合は、その事業主に対しても本人と連帯して、その金額の納付を命ずることができるとした。

その四は、失業保険における健全な運用を確保するため、被保険者期間の算定の基礎となる賃金支払い基礎日数を、現行の十一日から十六日に改めることとしたことである。また、これに伴い、五ヶ月以内の期間を定めて雇用される季節労働者を被保険者から除外することとした。

次に、この法律案の施行期日につきましては、失業保険及び労働者災害補償保険の適用の拡大は、実施準備に万全を期するため、この法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとし、一般失業保険の失業保険金の引上げ等は昭和四十二年六月一日から、日雇失業保険における給付の改善は七月一日から、失業保険における給付日数等の合理化は昭和四十二年十一月一日から、それぞれ施行することとした。

以上のほか、本改正案の附則におきまして、国家公務員等退職手当法及び炭鉱離職者臨時措置法について所要の改正を行なうこととしております。以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

次に、ただいま議題となりました雇用促進事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今後のわが国の雇用の動向を考えますと、技能労働者等生産部門に従事する労働者の不足が一層深刻になることが予想される反面、中高年齢者、身体障害者等の就職問題が懸念されるのであります。このような情勢に的確に対処し、すべての労働者がその能力と適性に応じた職業につくことができるようにするためには、企業における労働者の受け入れ体制を整備することが有効かつ適切な方策であると考えられるところであります。このためには、企業が能力の正しい評価の上に立った雇用慣行を確立するとともに、身体障害者等の雇用に伴う負担を軽減することが必要である。企業に対する援助を強化することが必要であり、企業に、ここに雇用促進事業団の業務を拡充し、企業に対する援助体制を強化することにより、企業に、この法律案を提案した次第であります。

次に、法律案の内容の概略を御説明申し上げます。

改正の第一は、職業安定機関が雇用に関する事項につき事業主に対して行なう援助について、雇用促進事業団が必要なる協力を行なうこととされています。事業主が行なう労働者の雇入れまたは配置その他の雇用管理については、雇用対策法に基づいて、職業安定機関が助言その他の措置を行なっているところであり、企業、特に中小企業において、労働者の適正配置が十分に行なわれていないために、労働者の能力と適性に応じた雇用が実現されないという問題も出ております。職業安定機関が行なう援助を強化するため、新たに雇用促進事業団に雇用相談員を置き、必要な協力を行なわしめることにしようとするものであります。

改正の第二は、身体障害者を雇入れる事業主に対して、身体障害者の作業を容易にするため必要な作業施設及び作業設備の設置整備のための融資を行なうこととされています。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長 次に、労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○西風委員 すでに新聞で御承知のように、ここ三、四日前から連続して大阪の愛隣地区、背金ヶ崎といわれていたところで事件が起こっているわけであり、この問題は、あそこにとくさんの労働者が流入してきておりまして、これらの問題は当然労働政策の基本的な問題と関連した点でありますから、そういう意味からこの問題について労働省、政府の見解をたずねるために若干の質問をしたいと思ひます。

まず第一に、今度の事件は一体どういう内容、どういふ原因で起こったかという点について、説明をお願いしたいと思います。

○有馬政府委員 詳細はまだ書面が入っておりませんが、二日の日に東入船町の丸福という食堂で、労働者が三百七十円の食事をとったにかかわらず、三百円しか持っていないということで三百円を払ったところが、無銭飲食であるというふうになじられた。これがきっかけであの暴動が起こったわけでございます。二日、三日と起こりまして、四日は一応平静に返ったのでございますが、また再び暴動の様相が、昨日あたりから起こっております、こういう状況でございます。

そこで、この暴動といいますが、騒動自体は、これは警察当局の治安の問題とも関連する事案だと思ひますが、私どもといたしましては、あの地区に、五千人をこえる日雇労働者の日々の青空市場における就労という実態がございます。もちろん、安定機関の出入もございまして、約千五百人については、日雇労働者に対する紹介をしておりますけれども、五千人をこえる路上の紹介については、これは、就労秩序の上から見ましてもゆゆしき問題でございますので、私どもとしては、この地区に対する本格的な対策を今年度において講じてまいりたい。マンモス安定所を中心として、これに要する労働者の予算総額が四億二千七百六十九万円、これに地元負担として土地を提供する、こういうことに相なっておりますので、全体の予算規模は土地を入れればさらに数億ふえる、こういう規模の施設を講じました。これらをもってあの地区に対して本格的な対策を講じてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○西風委員 同じように、神戸の弁天浜で、港湾労働法に基づく問題と関連して、労働条件、賃金の条件が悪いというので若干の紛争が起こっておりますけれども、この実情についてもあわせて御報告いただきたいと思います。

○有馬政府委員 神戸港における弁天浜の日雇労働者の問題につきましては、詳しい情報はまだ入っておりませんが、御承知のように、港湾労働者の賃金日額につきまして、現在労使間で交渉を重ねておる段階でございます。いままで大体平均して千三百円という日額であったものを千六百四十円に改定すべきであるという労働側の主張に

ら、三百円しか持っていないということで三百円を払ったところが、無銭飲食であるというふうになじられた。これがきっかけであの暴動が起こったわけでございます。二日、三日と起こりまして、四日は一応平静に返ったのでございますが、また再び暴動の様相が、昨日あたりから起こっております、こういう状況でございます。

そこで、この暴動といいますが、騒動自体は、これは警察当局の治安の問題とも関連する事案だと思ひますが、私どもといたしましては、あの地区に、五千人をこえる日雇労働者の日々の青空市場における就労という実態がございます。もちろん、安定機関の出入もございまして、約千五百人については、日雇労働者に対する紹介をしておりますけれども、五千人をこえる路上の紹介については、これは、就労秩序の上から見ましてもゆゆしき問題でございますので、私どもとしては、この地区に対する本格的な対策を今年度において講じてまいりたい。マンモス安定所を中心として、これに要する労働者の予算総額が四億二千七百六十九万円、これに地元負担として土地を提供する、こういうことに相なっておりますので、全体の予算規模は土地を入れればさらに数億ふえる、こういう規模の施設を講じました。これらをもってあの地区に対して本格的な対策を講じてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○西風委員 同じように、神戸の弁天浜で、港湾労働法に基づく問題と関連して、労働条件、賃金の条件が悪いというので若干の紛争が起こっておりますけれども、この実情についてもあわせて御報告いただきたいと思います。

よって、現在交渉が重ねられておるといふことは承知いたしておりますけれども、弁天浜の御指摘の事案が詳細はどういうふうな状態になっておるか、私いま承知いたしておりますので、後刻調査いたしましたして、別の機会に御報告させていただきます。

○西風委員 労働大臣にお願いしたいのですけれども、やはり日本の労働行政の一番重要な点は、非常に恵まれた職場、雇用条件の中にある労働者の問題を取り上げることではなくて、恵まれない、底辺の中でまじめに努力しようとしていて、労働者に対して、どのように具体的な行政施策をやっていくかということが問題なんです。したがって、今度のような事件が起こった場合には、役所が下から上がってくる文書あるいは電話連絡によってその実態をつかむ、あるいは新聞によってその事実を知るといふような消極的な態度では、これは問題解決に当たることができない。愛隣地区の問題にしても、問題は政府が金をかけて若干の事業をするということも、あの地区の改善の問題について大きな影響力を持つわけですけれども、もっと重要なことは、疎外されておるあの地区の住民や労働者に対して行政がほんとうに裸であの地区に飛び込んでいくという姿勢が、東京の山谷の問題なり、大阪の愛隣地区の問題を解決していく基本なんです。そういう点で、あいう事件が起こったら、何千人かの人が騒いだわけですから、労働省なり関係機関は現地にやって事実調査なり、あるいは事実確認をやったかどうかということを開きたいと思ひます。

○早川国務大臣 労働行政の基本に解れる問題でございますが、御指摘のように、いわゆる底辺といいますが、恵まれない労働者諸君に労働行政の恩沢をあまねく及ぼしていくというところは、私の労働行政の姿勢の根本でございます。そういう立場から今回御提案申し上げた五人未満の事業所の労働者に対する失業保険あるいは労災保険の適用もその一環でございますし、本年の正月三日に、正月を返上いたしました愛隣地区にみずから参りま

して、つぶさに愛隣地区の実情を視察をいたしました。その結果、画期的な施設を設けることになりまして、先ほど有馬局長が御答弁しましたとおり、マンモス職安を設けよう、それから建設省のほうで予算を十数億かけまして、同時に労働者アパートをつくらう、いわゆる愛隣地区の福祉センターと称せられる計画がすでに予算が通りまして、本年から実施されることになりつつあるわけでございます。そういう意味では、この人たちにもたいへん喜んでいただいております。私が正月に行きまして、あの本田良寛さんなんかに会いましたときも、いふん喜んでおられました。

問題は、今回の事件ですけれども、三百七十円の飲食をして三百円より払わなかった。それがきっかけとなって、食堂付近に二千人寄つてきた、こういうことがきっかけの一つの暴動的なものでございます。これが直接労働行政に結びつくかどうか、これは御指摘のようにむしろ別の観点から考えなければならぬ問題ではなからうかと思つておるわけでございます。いづれにいたしましても、御指摘のように底辺層の方々、たとえば炭鉱職者とか、あるいは家内労働に従事する低賃金の方々とか、そういったものに對しまして、家内労働法の制定も審議会で二年かかるものを一年繰り上げて審議してくれというので一年繰り上げさせました。そういう方向で一生懸命やっておりますので、どうかひとつ御鞭撻を賜わりたいと思つておるわけでございます。

○西風委員 あれは丸福食堂で何十円か不足があったから起こったというの、これは直接の部分的な契機であつて、実際にはやはりあそここの地区の人々が疎外されておることに対する抵抗、そういう潜在的にある底流が——行政なんていうのは大体信用してないわけですね。信用してないというの、一般的な行政の責任という意味ではもちろんありませんけれども、あの人々が置かれておる条件の中で疎外に對する抵抗として、そういう潜在的な条件があるわけですから、それが、

八十円か七十円払わなかったためになぐられたというような問題を契機にして爆発するわけです。これは、労働大臣、今度の事件は政府がちゃんとした施策をしたにもかかわらず起こつた、いままでの問題と異なつた原因からこういうことが起こつたというふうにお考えになつたら間違ひではないか。やはり従来の事件の一環としてこういう問題が起こつたというふうには私は考えるわけですが、そういう点でお聞きしたいのですけれども、三十六年に大きな事件が起こつたわけですね。あの事件と今度の事件とどういふふうにつながつてゐるのか、それをまず聞きます。

○有馬政府委員 三十六年当時の暴動と比較して今度の騒動がどういふふうにつながつてゐるのか、分析は、まだ私もやっておりませんけれども、昨日あたりの状況を電話等の連絡によつて判断いたしますと、いままでの一般的な条件、原因のほかに、暴力団関係者が入り込んでおる、こういう情報も一部ございします。

これらにつきましては、私どもの立場からいたしますならば、あの地区に、御承知のように港灣並びに建設、運輸関係の日雇い労働者の手配師といふものが相当数おるわけでございます。これらの方々が、港灣労働法の施行に伴つて最近バス輸送等も円滑に実施されるようなことになりまして、逐次生業を奪われるといふふうな事態も一面においてございします。したがつて、これらの暴力団に一部つながつておると思われる手配師層の介入といふことになりまして、これは従来と違つた場面が出てまいりますので、私どもとしては、あくまで実態をよく分析した上で、さらに万全の対策を講じてまいりたい、こういうふうにお考えを願ひたいと思ひます。

○西風委員 神戸の弁天浜の事件は、港灣労働法ができたことによつて、それが直接の動機かどうか別にして、従来よりも労働条件が非常に悪くなつたという点であらう事件が起きてゐるわけですね。前より労働条件が悪くなつたという事実がありますか。その点はどうですか。

○有馬政府委員 港灣労働法の施行前後の比較はなかなかむずかしいのでございますが、私どもがずつと各港ごとに調査しておるところによりまして、従前、施行以前よりも悪くなつたといふことはまずないと思ひます。ただ、技能程度の格づけが必ずしもうまくいっていない、したがつて、賃金額が平準化されておるといふ点では、従来、よりいい技能を持つておつた者が賃金において低い線に均一化されておるといふふうな事例が施行当初にはございましたけれども、私どもも、その後紹介方法の改善等によりまして技能程度をある程度重視していく、そして、従前の賃金を下回らないようにといふふうな積極的な指導も加えておりますので、最近においてはそういった事例はないと思ひます。

○西風委員 局長、これは愛隣地区へ行きまして、弁天浜へ行きまして、あそこ現場の労働者は、大部分の人が収入が下がつたと言つています。だから、そういう点で、上がつてくる報告はどうか知りませんが、現場で働いてゐる労働者が、港灣労働法ができたことによつて——全部とは言ひませんが、そういう現象が起きてゐるわけですね。

同時に、早川労働大臣が正月か何かに行かれたそうでありまして、そういう時に行かれる熱意を、私どもはこれは認めるものでありますけれども、問題は、こういう問題が起きたときに政府が単身乗り込んで、これに對して積極的な態度が必要ではないかと思ひます。現に、港灣労働法の問題をとつても前と同じ状態になっております。西成でも築港でも同じです。手配師がおつて堂々とトラック、バスを乗り入れまして、港灣労働法ができたためにそれが改善されたというふうな状況に現場はなつていない。そういう点から、一年に一回くらい行つてもたいして役に立たぬわけですね。そのときの舞台といふものはつくられるわけですね。そういう予測した、つくられた舞台の上に乗つていくのではなく、突然行つてごらん

さい。同じ条件です。

そういう点で、港労働法その他の問題についてはきょうの本旨ではありませんから、日にちを改めて、資料その他をそろえて聞きますけれども、そういう状況になっているということをお聞きしたいのです。

○早川国務大臣 西風さんのお説のように、血の通った行政ということで、必要があれば現場に行き、また、私が行かなくても、出先の安定所はじめ労働関係の県庁の責任者がおりますので、お説の線に沿いまして、あくまで実態を把握していくということにつきましては、今後とも努力してまいりたいと存じます。

港労働法の問題は、あれができましたことによる近代的労働秩序への前進だという長所があるわけでありまして、他方、あれに登録することによって、せっかく臨時の仕事があっても行けない、いろいろな支障の点も承知いたしておられます。まだあれが実施されて日も浅いものでありますから、そういう実態を見きわめまして、改むべきところがあるとしたならば、これは検討してまいりたいと思ひますが、港労働法の問題につきましては、今後ともひとつよく実際の状況を調べて、労働者がそれによってむしろ不利にならないようにするのはもちろん当然でございます。大いに検討してみたいと存じます。

○西風委員 三十六年の事件が起こったときに、橋本官房長官ですか何かが提唱されて、あそここの地区の皆さんを含めた、あそここの問題を解決するための懇談会ですか、審議会ですか何か、正確に知らないのですが、そういうものができたことと記憶しているのですけれども、あれはその後どうなりましたか。

○有馬政府委員 橋本建設大臣の時代、昨年の夏だったと思いますが、大臣の懇談機関としまして、関係者を構成員とする懇談会ができました。私どもも関係各省の一員としてこれに参画いたしました。愛隣地区の対策について各方面から検討が加えられたわけですが、その結果、

先ほど大臣から答弁がありましたような、総合的な施策を講ずる——建設省は不良住宅の改良という立場から、労働省は就労秩序の正常化という立場から、警察は警察、社会、民生面は民生関係というところで、あらゆる角度から政府として全力をあげて対策を講じようという結論が出まして、懇談会はそのことによつて解消したのかっこうになっておりませんが、懇談の結果は、いま申し上げましたような具体的な施策として本年度の予算にも計上されておるわけでございます。

市会議員のつながりというものがつい薄れてくる。そこで政治家がそこへ入り込んで、府会、市会、愛隣地区の問題と真剣に取り組むという点において、あるいは欠ける点が出てくるか、しかし、いろいろの過去の経緯を持たれる方もおられますし、前歴を知られることを好まない方もたくさんおられるわけでございます。そういう大きな問題を抱えているわけでございます。

○西風委員 私が聞いているのは、労働大臣が言われたようなことももちろんですけども、万博で事業が拡大したときにあの地区がどの程度の大きさになるというふうな推定しておられるかというのを聞いておるわけでは。

○有馬政府委員 もともとこれは臨時のものでございまして、橋本大臣がかわられてからは、私どもも懇談会の開催された記憶はございませんが、解散されたのではないかと存じます。これは建設省の所管でございまして、私どもは一構成員として承知している範囲のことを申し上げた次第であります。

それから医療関係にいたしまして、あそこ本田病院がありますが、非常に狭い。とてもさばき切れない。医療施設をどうするかという問題。しかし、万国博を控えて、当然愛隣地区の方々の労働力というものを大いに活用しなければならぬことはもう明らかであります。これにつきましては、私はあそこの方々が労働者として非常に秩序がないとは思っておりません。非常にいい労働者だと思っております。したがって、今回の事件と直接結びつけて、愛隣地区の労働者は非常に無秩序だということとは私は考えないわけでございます。

○有馬政府委員 愛隣地区は、御承知のように四万七千人ほど人口がございまして、大臣から御答弁がありましたように、日雇い労働者の青空市場だけで五千人をこえるという労働者がいるわけですが、そのほか大工、左官等の技能労働者も相当住みついておられます。総数一万五千人の労働力の給源地帯となっております。

○西風委員 労働大臣、万国博の建設がこれから急テンポで進むわけですね。そうしますと、いまならまだ秩序を持った労働者が、外からぐつと出てくる力によつて、再び秩序を失うところか、従来起こったよりもずっと複雑な事件が起こる可能性をいま内包しているわけですね。そういう点に對して、何かお考えを持っておられますか。

しかし、結論から申しますと、理屈よりも目にも見せるといふことで、正月に参りまして以来、目にも見せる——りっぱなマンモス職安もつくると、それから労働館センターもつくると、アパートもつくるといふことで、もうすでに土地も確保して充足いたしております。この問題は厚生省も関係するし、建設省も関係するし、府、市の問題でもあるし、そういう前向きに目にも見せていくということによりまして住みよい労働者の町にしようじゃないか、私はこういう点を提唱いたしておるわけでございますので、その事件を契機に、一そうそういう方面につきまして、労働省所管につきましては前向きにひとつ努力してまいりたい、こう私はお答えいたしたいと思ひます。

そこで、これから三年間にわたる万博の工事に伴う労働者の確保の問題とつながるわけでございますが、私どもは八千億にのぼる工事計画をいま時期別、種類別に検討いたしまして、どの時期にどういう種類の労働力がどの程度必要か、それをどういうふうな確保するかという詳細な検討をいたしておりますが、概括的に見まして、ピーク時に現在近畿地区に入り込んでいる建設関係の労働者の総数プラス新規需要が三万人程度必要であろう、こういうふうな大ざっぱな推定はいたしております。これを受け入れる場合に、もちろん愛隣地区にも多少流れ込んでくると思ひますけれども、やはり愛隣地区以外の正規の受け入れ施設を整備いたしまして、これによって所要の労働者を確保していくという基本的な対策を講じなければならぬと思ひます。愛隣地区の状況、御承知だと思ひますが、土地柄からいっても、また簡易宿泊所の施設の数からいってもそんなに無限に流れ込めるような状態ではありませぬし、また、無理にあの地区に割り込んでくるということになりますと、いろいろな問題が発生いたしますので、私どもとしては別の受け入れ態勢を整備いたしまして、そこで所要の労働力を確保していくというのを基本線に考えてまいりたい、かように思ひます。

○西風委員 なぜそういうことを聞くかといえ、労働大臣が常日ごろ言われているように、先手先手と問題を解決していかなければ——あそこ

の労働者の人が言うておるわけですね。わしらが人間として扱われるのはああいう事件を起こしたときだけや、新聞もテレビも役所も初めてあのと

きにわれわれを認めてくれるんだ——こういう意見が正しいかどうかは別にして、そういうふう

に言うておるわけですね。ああいうことがなければ、政府も府もなかなかわれわれに対してあ

たかい手を差し伸べてくれないんだというふうなことを言うておるわけですね。そういう点では万

国博でかなり大きくふくれるわけですから、そのふくれることに對して、再び大きな事件が起こつて

から反省するのではなくて、多少金が要つても、そのふくれる規模に応じて、それを処理すること

のできるような施設とかさまざまな施策をやつていく必要があるわけですね。そういう点で、労働省

は——もちろん労働省だけの問題ではないでしうけれども、万國博その他で流入してくる諸問題

に對して、自信を持って解決するといふきちつとした見通しを持っておるわけですね。

○早川國務大臣 万國博を契機にして、さらに一そう愛隣地区の労働者がよき収入を得、また秩序ある労働者になるように、府の労働部長へもよく連絡いたしまして努力をいたしておりますので、十分自信を持っておるわけでございます。

同時に、先手先手を打て、まさにそのとおりでございます。現地に参りますと、健康保険にもなかなか入りたがらないようになっておるわけですね。そこであそこ愛隣病院はもう医療費はた

だでやっております。ほんとうの医は仁術だ。そこで府のほうから何千万補助をもらっている。これではや

つていけません。そこで、医療施設をもつと済生会です。よくそういうことを含みまして、先手先手とやつてまいりたい。同時に、愛隣地区の人

たちのいままでの考え方、住民登録もしたくない、健康保険にすると名前が出るとか、そういう根深い問題がござ

いますので、粘り強くわれわれはそういうことを説得して、ほんとうに住みよい労働者の町にしようじゃないか、こういうことで努力を

してまいりたいと思つております。

○西風委員 労働大臣、最近是有権者の登録もだ

いぶ進みまして、政治的自覚が高まって、二万人ぐ

らいの人がおるわけですね。だから、従来のような状況じゃないのです。たとえば、健康保険でも入ろうという意欲を持っています。これは労働省だけの問題じゃないでしうけれども、役所へ行つて申し込むという手続の時間がないわけですね。だから、たと

えば郵便局へ払い込むことができるとか、一定の日にちをきめて路上で受け付けるとかいうような案が出てこぬと、なかなかあそこ

の人を一定の社会保険のワケの中へ入れて、政府がその中で徐々に解決していくということにならぬわけですから、そういう点では、これは役所の縦の系列ももちろん大事ですけれども、あそこ

現場で仕事している、たとえば診療所とか愛隣館とかいうような心の友、生活の友になつてい

る人々と皆さんが直接連絡をとつてあそここの問題の処理に当たっていく。東京の山谷の場合も一緒だと思

いますけれども、そういうふうなことをやっていますか。

○早川國務大臣 従来ともよく連絡をとつてや

つておるようでございます。特に、労働省の出先機関とい

いますか、地方事務官制をとつておりますので、府のほうの労働関係をはじめ、安定所はこ

こちの直屬でございますが、そういうところはしよつちゅう

そういうことで、関係者、特に社会事業関係の方は非常に一生懸命やつておるのです。これは厚生省の所管でございますけれども、相互によく連絡をとりながら努力いたしておるの

が実情でございます。

○西風委員 大阪府、大阪市とこの問題について定期的な協議とか連絡とかいふのをやっていますか。

○早川國務大臣 定期的なのはやつておりませんが、正月三日に参りまして、大阪府の知事、市長、

関係局、部長、それから出先のそういう社会事業家、愛隣病院の本田先生、その他幅広く寄つて

いただきまして、府庁で正月にもかからずいろいろな懇談会を催しました。そういう機会に常に現

地の方の声を吸収いたしまして、それを直ちに実行に移すといふことをやつておりますが、定期的には、出先の機関がござ

いますので、労働省としてはやつておりません。

○西風委員 何か、労働福祉センターの上に本田良寛さんなどが中心になつて病院をつくるという話があり

ますけれども、これも何か大阪府と大阪府と政府との間に十分な意見の一致を見ないといふようなことを聞いているので

すね。これは厚生省の所管かもしれないけれども、そういう点で、やはり病院なんかも時期がおくれればおくれるほど意味がないわけですね。こういうものは、やはり一時間でも一日でも早いほど問題を解決していく上には役立つわけですね。そういう点で、

○有馬政府委員 いろいろ風評が立つておるようでもござ

いますけれども、私どもとしては、昨年来建設省、厚生省、それから現地の府、市当局と打ち

合わせられた線で、いま土地の買収方針を決定しつ

つあるわけでございます。マンモス安定所、福祉施設の上に住宅を積み上げるといふ線は既定方針

でございますので、できるだけその線は貫いていきたいと思

います。

問題は、あの地区に大体三千坪は必要だと思

いますが、その土地をどうやって即刻確保するかとい

う点にかかつておるわけでありまして、これはやは

り府、市の緊密な連絡によつてこの問題を解決する以外にはないといふことで、現地当局を奮勵

しておる状況でございます。

○西風委員 これはいつごろまでにその話が終

わつて、いつから着工できますか。

○有馬政府委員 これは正月に大臣が現地に行か

れたことを契機いたしまして、府、市の連絡体制ができたわけ

でございますが、その間選挙等がござ

いまして、最近ようやく具体的な問題につ

いて府、市の協議が開始されておるよう

でございます。私どもは、施設の性質からい

まして、期限としては、来年の下期からはマンモス安定所の機能

が開始できるようにしてもらいたいという時期的な条件を現地側

にはつけております。それ以上のことは、やはり現地

で土地の確保についてはいろいろな問題がござ

いますので、現地当局にまかせる以外には方法はないと思

ひまして、そういう時期的な目標を置きながら現在奮勵を

しておる段階でございます。

○西風委員 警察庁は来ていますね。——今度の事件は

どういふ原因で起つたのですか。

○川島(広)政府委員 新聞等にも報道されておる

わけでございますが、六月二日に、丸福食堂というところで、労働者の飲食代が六、七十円か少ないために、食堂経営者との間に口論が起つてな

ぐり合ひが始まりまして、それが騒動の原因であ

るといふふうに聞いております。

○西風委員 警察は、この事件を解決するため

に、どういふ対策、どういふ方法で処理に当た

つたわけですか。

○川島(広)政府委員 昨年のそれと比較して申し

上げますればおわかり願えるかと思つたのでござ

いますけれども、幸いにして、今回の場合は昨年と

違ひます。昨年は放火事件がございましたし、さ

らに拳銃奪取事件、警察官に対するいろいろな抵抗も、投石等は雨あられのごとく降るといふよう

な次第でございましたが、今回の場合は、第一日

目第二日目とも、初動体制はきわめて迅速に行な

われたものと考えておりますし、さらにまた、検

挙者も初日が十六名、二日目が十四名というふう

なぐあひでござ

いまして、なかなか昨年と比べ

て違つた体制をとり

ましたのは、制服だけではな

く、私服員を群衆の中に入

れまして、そこで最初検査するといふことを徹底

して行なつたわけ

でございます。したが

つて、これまで御案内のと

おりでございますけれども、大

体二百名から三百名程

度の暴徒が国道二十六号線

を渡りまして各地であ

ばれ回るといふふうな事

件が不幸にして起つた

わけ

のでございますが、そこで十五名の検査をいたしまして、第四日目は、三日目の経験に照らしまして警察官も大量に動員いたしました、現場に四千八百名の警察官を配置し、そのうち千三百名を私服特科隊にいたしまして、先ほど申しましたように群衆の中にばらまいて、制服はそれぞれ要所所にグループで立てまして警戒に当たります、こういうことで昨晩は終わってわけでございます。したがって、今後の見通しはなかなか困難でございますけれども、今晩も、昨晩とはほぼ同様の警備体制をとって問題の解決に当たりたいというふうに考えておる次第でございます。

○西風委員 組関係、暴力団、そういうものが組織的にこれに参与しておるといふようなことはありませんか。

○川島(広)政府委員 そういふふうな事柄が新聞等にも一部報道されておるわけでございますけれども、警察といたしまして、今日まで逮捕いたしました者を取り調べましたが、そのうちに元極東組の者が一名だけ入っております。それ以外には、西成地区の住民以外の者が相当数参加しておったという事実はございませうけれども、いわゆる暴力団が組織的、計画的に事を運んだというふうなところは、目下の段階ではまだはっきりしておりません。したがって、今後さらに諸般の過程を通じてその問題を徹底的に追及してまいりたいというふうに考えております。

○西風委員 向こうの労働者は、警察官は顔を見ただけで腹が立つ、顔を見ただけで石を投げたい衝動にかられる者もおるわけですね。それが正しいかどうかというとは別にして、そういう者があるわけですね。そういう考え方、疎外感を持つておる労働者は、警察官に対してもう本能的な嫌悪感を持つておるわけですね。そういう人々に対して、警察としてはああいう事件が起こってから処置するのではなくて、それを未然に防ぐために——これは警察の問題じゃもちろんないと思いますが、警察として事前にどういふふうな調査とか体制をとっておりますか。

○川島(広)政府委員 先ほど私ちょっと会議でお答えしたもので、あるいは関係各省のほうからお答えがあったかもしれませんが、警察といたしまして、現地でそれぞれ関係機関の協議会というふうなものもございませうし、その中でいろいろと関係機関に対して申し上げるべきことは申し上げておるつもりでございます。さらにまた、いま御指摘のように、警察独自としては、その中に御ますいろいろ問題を起こすような、いわゆる扇動者、首謀者と申しますか、そういう者に対しては、過去の事案の経験の中でたまたま資料もございませうので、それぞれ適当な方法あるいは機関を通じて対策を事実上立てておるといふようなことにならうかと思っております。

○西風委員 これは、労働大臣、いま警察の発言でも明らかにいたしましたように、丸福食堂で金を払ったとか払わなかったとかいふようなことになしに、潜在的に労働不安、生活不安というふうなものからこういうものが起こっておるわけですね。だから、そういう点で、政府としては、労働省としては、もっと抜本的な対策を講じる必要があるわけですね。いまやっておる事業を着実にやっていけばそれで問題が解決するという問題じゃないのです。そういう点では、この前の橋本官房長官ですか、建設大臣ですかのときにつくられた審議会を、恒常的な機関としてつくられて、単に大阪の問題だけではなくに山谷の問題も含めて、こういう問題を根本的に解決していくような総合的な施策をつくるような、あるいは民意を反映するような、そういうものをつくる意思はありますか。

○早川国務大臣 御承知のように、同和対策協議会というのがございませうけれども、これは全国的な広がりを持った同和対策として設けておるわけでございます。愛隣地区だけについて特別なそういう審議会をつくるという考えは持っておりません。要は、先ほど申しましたように、いかに実行することなんです、すでにそういう面では、労働省といたしましては、思い切った対策を

今年度予算に盛りましたし、そういうことをまず実行するというのを主に考えてまいりたいと思っております。

○西風委員 それじゃ有馬局長にお尋ねしますけれども、先ほどちょっと部分的には聞いたのですけれども、愛隣地区に対する事業とそれに対する予算の内容ですね、それからその事業は大体いつからかかっていつごろ完成するかというような点をできたら報告してほしいと思います。

○有馬政府委員 先ほど概略申し上げましたが、内訳について申し上げますと、いわゆるマンモス安定所、これは労働安定所というのが正式の名称でございますが、この施設に要する経費が三千百一十万円、それから労働福祉センターを新設いたしましたので、併設するわけでございますが、この施設が三億五千万円、それから建設省で建てた住宅のほかに、労働省におきまして簡易宿泊所を増設したいと思っております。この経費が九千六百十八万円、こういったものが施設費の概要でございます。このほか、行政事務費といたしまして、実地指導に要する経費が三百六十六万円、それから安定協力員、四百五十名ほどの協力員の活動を期待してありますが、この活動費が百二十五万円、合計いたしました四億三千二百一十万円という金額に相なるわけでございます。

○中山(マ)委員 関連質問をさせていただきます。いまは釜ヶ崎、いまの愛隣地区でございませうが、これはそういう騒ぎの労働者のためにのみ質問が多かったように思いますが、私が聞き及ぶところによりますと、ちょうどあそこは休火山みたいなものでございまして、ときどきああいふふうなことが勃発いたしますと、それを取り巻くところのいわゆる商人——私も大阪の人間でございますが、あの近くに住んでおりますので、よくわかっておりますが、その人たちの被害というものが非常に甚大なものでございます。それでその人たちの声を聞きますと、警察に連絡をとってもなかなか来てくれなかった。事が大きくなつてか

ら来てもらったので、もっと早く来てもらったからだけの騒動にはならなかったであろう。われわれは店をつぶされても、それを言うていくところがないのだと言って嘆いております。いわゆる中小企業者の店でございまして、一度店をつぶされたりしますと、立ち上がりたがたいへん困難であるというのをしきりに訴えておるのでございませうが、労働省にこれをお尋ねするということ、あるいは筋が違ふかもしれないけれども、再々起こるこういう労働者の、わずかの金を払ったとか払わなかったとかいふようなことから大事件になっておるものが、こういう被害者の嘆きというものは、政府としてはどういふ対策をとっていただくか。そういうものは全然いゆるつづされ損になるのでございませうか。もしそういうふうなことになるようにし、いろいろ警察に対する不信もございませうし、いろいろな面でも自分たちの生計を立てていく面での困難から、いわゆる一般的な政治不信が起こるのではなからうかというのを私は気がつかうものでございませうが、労働者のこういう事件によつてこうむつた顕著な損害に対する何かの手だてというふうなものがあるのをごいませうか、ないのをごいませうか。いわゆるつぶされ損のなぐられ損で、善人が弱い立場に立たされておる。このごろ参議院のある先生が「善人よ強くなろう」といふパンフレットまで出していらつしやるのでございませうが、善人を強く守つてあげるといふ方法があるものかないものか。あまり大阪の音が私にじやんじやん響いてまいりますので、ちょっとそれを参考のために聞きましておきます。

○川島(広)政府委員 いまの最初のお尋ねの、警察に連絡してもすぐ来てくれないというお話でございますが、先ほど西風委員の御質問のときにもお答えしたとおりですが、大阪の府警察本部といたしまして、愛隣地区治安対策委員会というものを部内につくりまして、いろいろ過去の経験等を資料にいたしまして、常時調査研究を怠は進めてまいつておるわけでございます。その中の

第一の問題といたしましては、何と申しまして、いま御指摘のような迅速なる初動体制をとること、これがまず何よりも住民に対して安心感を与えることでありますから、それを旨としていままでも努力してまいっておるわけでございます。いま御指摘のような問題も過去にあったかもしませんが、警察といたしましては、そんなことのないように努力してまいっておる次第でございます。

ただ、もう一つの問題は、いまの問題とあらはにあるいは逆になるかもしませんが、従来とかく、愛隣地区のみならず山谷の場合も同じでございますが、いま申されましたような商店街の人たち、こういう人たちの言動というものが、えてして住民に疎外感を与える端緒になっておる。でございますから、それは警察だけの問題ではございませんけれども、むしろそういうふうな方々に住民に対しまして、より親切に、あるいはまたより身近な態度で接していただけるよう、ふだんから、実は警察としまして、防犯協会その他の民間機関を通じて、連絡をとっておる次第でございます。御参考までに申し上げておきたいと思ひます。

○中山(マ)委員 損害はどうです。

○川島(広)政府委員 損害につきましては、もちろん、だれがそういうことをしたかということが捜査の過程ではつきりいたすことになろうかと思ひうのでございませうけれども、そういう場合には、私、実際のこと実は詳しく承知しておらないのでございませうが、それぞれいゆる関係機関と相談の上で適当な措置かとられるのではなからうか、こういうふうにお考えおるわけでございませう。

○中山(マ)委員 済みませんけれども、もう一点だけ言わせていただきます。

それで、言うていくところがないと言うておるのです。だから、言うていくところはどこかというところをここで聞かせていただけないでしようか。どんな損害を受けても損害の受けっぱなしだ、言うていくところがないと声を大にして言うてお

ります。だから、いわゆるああいふ騒動の最中から、戦争と同じで殺された者が損だとかいうことで、そういう状態のことを言いついて何とか処置してもらえませんか、そういう機関はあるのかないのか、それが聞きたいのです。

○早川国務大臣 理屈から言いますと、器物破損という問題は刑事事件でありますし、損害賠償は民事事件で、その加害者に損害賠償させるのが本筋でございますけれども、御承知のように、愛隣地区の方はとても賠償するだけの力もない、そこにむずかしい問題があるわけでございませう。したがって、これは法律上の理屈だけでは解決しない。そういう場合に国なり自治体が出てきて、いって、それは無理な話でございます。要は、私は愛隣地区を二回、自治大臣のときにも参りましたし、労働大臣のときにも正月に参りまして感ずることは、これは全国からいろいろな過去を持ってきた人が来てやっているわけです。たとえばお相撲さんのあまり出世しなかった人がいづぶん来ておるのです。あちやうの層の複雑な人が来ておるわけですから、そこでは問題は、国なり市なりでいろいろな施設をやりますよ。どんなやつておるし、職業紹介もやつて、とにかく雇用はあるわけですが、問題はやはり心の救いというものは、これは私はそれこそ宗教団体の活動分野はこころだと思ひます。キリスト教にしても、本願寺にしても、創価学会もちよつと出ておりますけれども、これは社会事業、いわゆる宗教団体、そういう面の活動が、はつきり言いますと非常に鈍い。ですから、そういう魂の問題、心の問題と物質的な施設の問題、こ

ういうものが全部からまなければならぬかこの問題はむずかしい問題で、私は宗教団体に、本来の宗教活動ならもつとこういうところで活躍しない、とどなりつけたことがあるのです。ですから、みんな寄つて、政治だけの問題では解決しませんとはつきり申します。これは心の問題。ですから、労働大臣が、たとえばどこへ行け、どこへ行けと労働力を移動する独裁政治みたいな権限を持っておるとすれば、また方法はありますよ。それを

分散させてやることもできましよう。しかし、自由民主主義におきましてはそういうことはできない。自由な意思というものを尊重しなければならぬ。ですから、この問題は、先ほどから申しましたように、労働省としてやり得る、政府としてやり得る限界というものはあるわけですね。

それから、器物を破損したときには損害賠償と法律だけでいいても、ない人は賠償しようがないわけですから、したがって、私は現地をつぶさに見ましたが、厚生省の関係、労働省の関係みんな大いにやつております。それから、さらにもつと深いところは、宗教団体にも活動をお願いする。それから済生会もよくやつておりますよ。済生会病院も、本田さんもよくやつております。ですから総合的にひとつやる。先ほど住民登録二万ほどできた西風さんは言うけれども、無籍者というものが過半数を占めておるといふことは、たいへん問題のむずかしさを証明しておるんじゃないでしょうか。そうすると、政治というものは結びつかない、投票権とは結びつかないこの問題の深刻さを私は痛感しておりますが、先ほど申しましたように、もう理屈よりも労働省としてはやることはやる、目にも見せるといふことでやつておりますから、ほかの問題はひとつ所管の大臣に御質問いただいて、総合的な御検討を賜わりたい。

○中山(マ)委員 くりくりとひとつ……。それじゃ処置なしということですね。もういゆるその人たちの相手に裁判するわけにもいきませんし、また家をつぶされて裁判の費用もないでしようし、それじゃ処置なし、あきらめろということなんでしやうね。

○早川国務大臣 処置なしじゃございませんで、そういう方法はあり得るわけですが、そういう損害賠償の方法は法律上ありませんけれども、根本のことは、そういう乱暴をしないような愛隣地区に持つていく。迂遠のようですけれども、それ以外にちよつと名案が私にも――処置は法律上はございませう。ございませうけれども、根本は

そういう無法なことをやらぬような仕組みにしてまいりたいと、かようにお答えするよりお答えはございませう。

○中山(マ)委員 それじゃ解決はできないということにさせていただきます。もういらないと、御回答が、いわゆる労働者の精神問題に結局あの人たちは精神問題なんか考えるだけの余裕がないと私は思ふのです。ですから、流れてくる人たちが多いし、あれは犯罪の温床になったり、いつかの殺人の凶手さんともここに隠れて長いことわからないで居たところでございますし、それじゃもう被害は受けたらいいとあきらめなければならぬということに解しておきます。

○早川国務大臣 たいへん誤解を招くことになりまふので……。無法なことをやる、法律を犯して器物破損あるいは傷害は、警察当局は法に照らして断固として処分をしておるわけであります。その点は決してもうほりつぱなしてないというわけじゃございませう。ただ、民事訴訟、損害賠償となりまふと、当然これもできるわけでありまふけれども、相手がその支払い能力がないとかいうような問題がからみますので、なかなかむずかしい問題だと思ひます。

○西風委員 私は、中山さんのように、善玉、悪玉というところで二つに分けておりませんから、誤解のないようにしておかなければいかぬと思ひます。すけれども、やはり宗教の手をかりなければいよいよの問題は解決しないんじゃないかというように、なことを労働大臣が、一國の労働行政の責任者がかりそめにも口にすべきことではないと思ひます。やはり政治の責任にある者が、その政策とその政治の姿勢において、この問題を根本的に解決するといふような積極的な意欲を持てたらぬといふこと。端々にもそういう考え方が出るといふことは、たとえば私がきょう皆さんに質問いたしましたも、あの問題に対する深刻な反省というものが全然ないですね。やはりああいふ問題が起こったらいち早く何とかしなければならぬ、われわれが要求する先に、労働省なり厚生省なりが、こうい

う事件が起こりましたのでこういうように処置します。社会労働委員会が皆さん何かいい知恵があったら出してくださいというふうな、積極的な政府の姿勢というものが必要なんです。そういう決意が全然見られなかったですね。そういう点どうですか。

○早川国務大臣 私は、宗教団体の助けをかりなければ救えないと言ったんじゃないのです。みんなが力を合やす問題である。労働行政としてやることは、魂の救済なんかできません。われわれはあくまでも施設の問題で、その心の問題まではタッチできないということを言っているのです。ですから、いろいろ過去を持った方の気持ちをいやすというふうな面は、宗教家の活動に期待すると申し上げたので、決してたよらなければ解決できないという意味ではございませんので、その点は誤解を招かないようにはっきり申し上げておくわけであります。

それから、愛隣地区の問題ではたびたび申しましたように、先手を打ってやっておるのです。そのやっておることがまだ足らぬというおしかりならわかりますけれども、少なくともあの地区に私も参りましたし、そうして府や市のやることより率先して——このほかに建設省予算が十五、六億あるわけです。あの一地区にそういうことを先手を打ってやっておる。これでもまだ足らぬのだ、こういう御批判ならわかりますけれども、やっておらぬという御批判は、私はどうかと思うわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、当委員会がこの問題を契機としていろいろ御意見が出ましたことは、行政の大いなる一つの参考として、今後ともこの問題は真剣に取り組んでまいりたいということはお約束をいたします。

○西風委員 労働省がいろいろ施設をつくって問題解決のために当たろうという熱意は買いますけれども、そのことだけで問題が解決するという考え方をしていたら、これは間違ひなんです。あそこは、たとえばマンモスアパートをつくったら、

極端なことばでいえば、その近代的なマンモスアパートがそのまま金ヶ崎のあれになりますよ。建物がきれいになるだけです。問題は、やはりそれに照応した行政の側の人たちに對する精神的な対応のしかたといひますが、もっとあの人たちが労働者として、ほんとうの新しい労働者としてやっていくことのできるような行政の積極的な姿勢、そういうものが必要なんです。だから、そういうことと照応して、施設とそれが一体になったときに、労働大臣はそれを宗教的なとかいふことで一部分表現されたのかもしれないけれども、こういう事件が起こったときに、われわれが率先してそういう姿勢を示すことが重要ではないか、こういうことを言うておるわけですか。どうですか、そういう点、間違ひっていますか。

○早川国務大臣 こういう事件を契機に、社労委員会が真剣な対話がなされるということは、まことに私もけっこうだと思ひます。

○西風委員 時間がないようですからあと二、三問で終わりたいと思うのですけれども、愛隣地区の問題は、労働大臣が言われたように、単なる大阪の問題じゃないのです。全国的な問題なんです。だから、できましてからの問題について、審議会とかいうむずかしいものが困難であれば、この前、橋本さんがつくられたような機関をつくって、恒常的に、特に万国博を契機にしてこういう問題が解消される——あの千里の丘でどんなお祭りがあっても問題にならぬわけですから、そのことを通してあんな大きな問題が解決されていくということがあるんですから、常設の連絡機関、ああいふ問題を扱う機関、この機関には現場で実際に苦勞している人を入れなければいかぬと思うのですけれども、そういう機関をできたらつくってほしいと思うのですが、検討の余地は全然ありませんか。

○早川国務大臣 よく関係閣僚とも御相談をいたしまして、検討をいたしたいと思つております。ただ、私が先ほど申し上げましたのは、審議会を

つくるということで、もう何かそれだけで済んだような気になることを私は好まない。ですから、そういう意味じゃない意味での審議会ということでありましたら、よく関係団体とも御相談いたしまして、検討をしたいと思ひます。

○西風委員 これは愛隣地区の現場で働いている政府出先、大阪府、大阪市、それから民間の機関ですね、こういう機関で働いている皆さんは、たとえば政府の出先では、超過勤務手当とかなんとかいふことを度外視して、かなりな奉仕をやっているわけですか。そのことによってこれらの係官が労働者の信頼を得て、問題が起こったときに解決するかてになるわけですね。そういう点で政府は特にこういう現場で実際にこの人々と接触している人々たちをもっと大事にしてみたい。この人々たちに対して仕事がいやという条件をせびつくつていただきたいというふうな思ひです。

それからもう一つは、先ほど有馬局長から報告されました事業計画については、先ほども申し上げましたように、すみやかにこれを実行してもらう。同時に、こういう施設をつくるのときに役所だけで机上プランをつくるのじゃなくて、たびたび申し上げますように、現場でやっている人の意見を聞いて、あそこにおける労働者が愛情を持ってこの施設に來ることができるようなものをつくつてもらう必要があるわけですから、そういう人との連絡を密にしていたきたいというふうな思ひです。特にこの地区にはたくさん病人がおられるわけですから、社会保障の外側におられる人がおられるわけですから、病院建設その他については、大阪府、大阪府を督励して、すみやかに計画を立て、この病院がつくられるように善処していただきたいと思ひます。再びこういう事件が起こつて、この社会労働委員会がまたこの問題でこういう質疑が行なわれるということは、日本の政治にとつて大きな悲劇になるわけですから、こういうことが再び起こらぬような処置を労働大臣に特に要請したい。その点に関する決意を伺つて、質問を終りたいと思ひます。

○早川国務大臣 現場で働いておる職安の所長にしまして、厚生省関係あるいは社会事業関係の方々にしまして、ほんとうに涙ぐましい社会奉仕の気持ちでやっておられることは、よく承知いたしております。これらの人々にさらに愛隣地区のために働いていただくために、処遇その他では十分検討いたしまして、配慮をいたしてまいりたいと思つております。

○早川国務大臣 本日の御意見に沿ひまして、愛隣地区という問題につきましては、一そう政府としても真剣にこの問題を検討してまいりたい覚悟でございます。

○佐々木(義)委員長代理 内閣提出の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審議を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。枝村要作君。

○枝村委員 先週の当委員会が加藤君からいろいろ質問いたしました。政府も誠意ある答弁をされておつたようであります。質問漏れ、あるいはもう少しいろいろお尋ねしたほうがいいという点もたくさんありますので、その部面について、私いまから質問したいと思ひます。

まず第一に、駐留軍関係の健康保険の問題についてお尋ねしたいと思ひます。この健康保険の料率の負担……。

○佐々木(義)委員長代理 ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○佐々木(義)委員長代理 速記を始めてください。

○枝村委員 では、いまから始めますが、その前に、私がこういう質問をするというのは、きのう、おとといから関係者にはちゃんと知らせてあるのです。にもかかわらず関係者がおらなかつたということは、私としては非常に不満であるし、この委員会そのものを軽視しておるというように

見るわけなんです、これに対するひとつ関係者のはっきりした所見をお聞かせ願いたい。

○小幡政府委員 実は政府委員室で待つておったのですが、先ほど緊急質問がありましたもので、それから待機中のところ、ただいま連絡がありましたので直ちに参事した次第でございますが、しばらくお待ちいたしましたことまことに申しわけございません。

○枝村委員 駐留軍関係の健康保険について質問をするわけなんです、いまの駐留軍の健康保険は、これは組合管掌の健康保険であります、この負担割合が非常に悪い。いわゆる使用者のほうに被保険者よりも比率が高いのが通例でなければならぬのに、いまの駐留軍関係の健康保険では反対であるように聞いておるわけなんです、この事実についてひとつ説明していただきたいと思ひます。

○小幡政府委員 ただいまお話がございましたように、大体、一般の民間の保険組合の料率は使用者のほうが高いのが多うございます。しかしながら、駐留軍のほうは特殊な事情がございまして、法律上に定められた限度一ぱいの五対五という比率で七十までは算定しておりますが、現在は七十一でございまして、相互の負担割合は三十六対三十五となっております。

なお、あわせて、この問題は料率だけでは健康の赤字が解消しないというのを、われわれも常々からいろいろ組合の陳情を受けて同情しておりましたので、赤字対策といたしまして、別途四十一年、四十二年につきましては七千万円政府が補助をするというのをやっております。その結果、幸い最近赤字がだんだん解消してまいって非常に健全な方向に向かつておるといふのが実情でございます。

○枝村委員 駐留軍関係では、これは創立以来組合会で大体三対二の比率でいこうという申し合わせがされておるようでございます。しかし、いまのお話にもありましたように、私どもが調査したところからしても、これは完全に実施されてい

い。これはお認めになりますか。

○小幡政府委員 三対二という御意見はいろいろあったようですが、正式に組合会で議決したことはございせん。われわれも、これについては内組合の意向を伺ひまして米側と折衝いたしましたが、どうしても七十以下では五対五という原則を譲らぬという状態がはつきりいたしましたので、一昨年でございまして、米側が一だけ余分に持つという事で、当面の赤字対策として緊急の処置をとったというのが実情でございます。

なお、あわせて、先ほど申し上げました七千万円というものを、別途政府から組合のほうに補助金を出すという事で、当面の組合の保険財政を乗り切るという事で、いま再建を実施しているところでございます。

○枝村委員 三対二の比率でいこうというものをきめたのでしょうか。

○小幡政府委員 組合の規約としてそういう改正案を議決したことはないという事であります。

○枝村委員 いわゆる健康保険組合の何かの機関、会があるのでしょうか。だから、労働組合が一方的にきめたのではなくして、そういう労使が入つておる保険組合で、創立当時から、時期は私には知りませんが、そういうことをきめたという事になっておるのですけれども、それはあなた、そういうことはないと云われるのですか。

○小幡政府委員 そういう要望のあることはきめたことがあるわけでございます。正式にやる場合には組合会で議決してやりますが、そういうための料率としての議決はございません。

○枝村委員 まあそれはそれでいいですけれども、この負担率に反対、いわゆる使用者が高いものを払うというのに対して、それは一体だれが抵抗しているのですか。政府ですか、それともアメリカ軍側なんですか。

○小幡政府委員 一般の会社のはうですと、会社の利潤がありますので、いろいろ労組との話し合いで、ときには使用者側が持つということもござ

います、米軍のほうは軍隊でありまして、御承知のように予算で仕事をやっておりまして、法律に違反せぬ限りにおいては、使用者側が出すということについて米軍としては非常に手控えるようでございます。これはいろいろ折衝したのですが、やはり法律上そういうことも許されておりますので、法律違反でないというたてまえから、七十以下につきましては五対五というものを固守する原則が、ここ十数年変わっておりません。

○枝村委員 そうすると、アメリカが法七十二条を理由にして、いま言ったような組合会がほぼきめた三対二を頑強に否定しておる、こういうことなんです。それに対して日本政府は、何らか米軍に対して善処の申し入れとか、あるいは三対二なら三対二の比率でやるといふことを強くいろいろ折衝する、こういうことはなかったわけなんです。

○小幡政府委員 先ほど申しましたように、組合からは議決はありませんでした、要望としてはそういう強い要望がございましたので、そのことにつきましては何回も折衝しております。しかしながら、七十以下の範囲では五対五という原則は非常に強いものですから、せめてというので、一昨年でしたか、七十一にいたしました、一だけとあえず米側が持ち分を負担するということを実現したわけでございます。それで組合側の了解を得まして今日になっておるといふのが実情でございます。

○枝村委員 昨年ですか、いわゆる赤字が出たために財政的な危機におちいったからということ、いまあなたが言われたように、軍側が千分の三十六、被保険者側が千分の三十五にした、一の違いでまあいいところだということになったわけなんでしょうが、しかし、それにしても千分の七十一というのは、民間の平均比率からするとかなり高いわけなんです。大体、去年の四十一年九月に調べたところによりますと、そういう組合管掌の料率は平均で千分の六十八・四三というふうに表示されておる。これは厚生省かどこからか

とつたのでしょうか、そうすると、七十一というのはずっとこれよりも大きいということになるわけですね。そういうことから見ましても、いわゆる最高の比率がやはりこれに適用されておる、こういうふうに見られるわけなんです。ですから、アメリカ軍がそういうふうな頑強にいろいろ理由をつけて拒否するといふいたしましたも、直接雇用しておる日本の政府がその労働者を守るといふ意味から、いま単に七千万円ですかをちょっと出して一時をごまかす、一時を乗り切るということだけではあつていいものかどうか、こういうふうな私どもは考えるわけです。ですから、いまは赤字はないと言いますけれども、また今度政府管掌の健康保険があつていふ調子になってまいりますと、労働者に対するし寄せといふものはほとんどふえていくわけでありまして、この際少なくとも全平均の比率にまで下げる。しかも使用者と被保険者との割合は、当初お互いに確認し合つた、議決はしてないけれども、三対二に戻していき、こういう努力をするというお考えはございませんか。

○小幡政府委員 現在三十五を負担しておる組合も全国で六十二ぐらいございまして、法律的にこれは違法じゃないものですから、やはりこの点につきましてはどうしても法律に違反するといふふうな立場で米軍を追及することはできないのでございまして。いろいろ折衝いたしまして、その結果七十一になったのですが、御承知のように米軍は法律上七十一以上は負担することになります。だから、これ以上かりに保険料率を上げることがあつても、これは米軍だけが負担するわけでありまして。ただいまのお話の、なるべく下げたらどうかという御意見もごもっともな御意見で、われわれもこの健康の財政状況が好転しますれば下げたいという気持ちでおりますが、そのときに負担割合の問題はできるだけまた折衝したいというふうな考えでおります。

○枝村委員 それだけではなく、最近米軍側から保険料の比率を引き下げよう、こういうふうな動

きがあるように承っております。いわゆる米軍側の率を引き下げて、できれば五対五、同率にしようという動きがあつて、それを施設庁に申し入れたとか申し入れないとかいう話が流れておるのですが、それは事実かどうかです。

○小幡政府委員 まだそういう正式の申し入れはございません。

○枝村委員 まあ申し入れがないと言われれば、こつちはわからぬから、はいということになるわけですが、しかしそういう動きがあることは確かかなようでありまふ。私もはもう一度何かの機関を通じて調べていきますけれども、もしそういう申し入れが事実あつたとするならば、政府のほうはどうするお考えですか。

○小幡政府委員 私のほうでは、現在のところはもう少し一般の健康保険組合の情勢等もよく見た上で考えたいと思つていますが、当面は現状のまゝまゝいきたいと思います。

○枝村委員 現状のまゝにしたいというのは、米軍側からそういう申し入れがあつても断固拒否するといふふうに私も承つていいわけなんです、ね、あなたの方の決意として。

○小幡政府委員 現状のまゝいきたいという相当強い熱望を持っています。

○枝村委員 先ほどちょっと言いました政府管掌の健康保険があいふふうに悪くなつていくわけなんです。おまけに、いま言いましたように五対五にするという動きがある。幸い政府がそんなことは断固させぬという決意をされたので、ちよつぱりうれいところなんです。それにしても、駐留軍の労働者の唯一の保護法はこれと限らぬかもしれませんけれども、いろいろの面であつてこれぐらいなものだと思ふのです。ですからほんとにいまから駐留軍の労働者が不安な状態にますます置かれていくと思ふのです。いわゆる雇用の安定がありませんから、そうなりますれば、この面だけでも本人あるいは家族を含めてやつぱり利益を守つてやるように特別の取り扱いをしてもらわねばならぬといふように考えておるわけな

んでありますが、施設庁としてはそういう基本的な保険の問題を中心とする今後のいろいろな態度というふうなものに対する方針をこの際明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○小幡政府委員 健康保険につきましては、いまおっしゃいますように、非常に不安定な職場にあります駐留軍の労働者の一つの有力な厚生の組織でございますので、ぜひこれは健全にしたいと考えております。

経緯を申しますと、一時赤字を出したときには、相当経費節約というふうな点に重点が置かれ過ぎまして、相当組合も苦しんだということも私も聞きました。私も着任してから六千万円であつた補助金を七千万円にいたしました。自來水と七千万円で来ております。今後その料率と政府の補助金と両方で、付加給付等も一たん切り下げたのを復活いたしましたし、将来だんだん赤字が解消いたしました。若千でも余裕が出来ますれば、つとめてひとつ従業員の福祉のほうに振り向けていくような面を拡大していきたいと考えております。

○枝村委員 次の質問ですが、板付における人員整理の問題です。これはその後米側がこれを撤回したようでありまふから深い質問はこの際避けますが、しかし、当時出してその行なおうとする行為がどうも不当労働行為的なにおいがある、そこで労働者が非常に腹を立ててこれに対して猛烈に反対の行動を起こそうとした、こういういきさつがあるわけなんです。今回撤回されたということはいへんいいことなんでしょう、これは喜ぶべきことであると私も思つておりますが、一たん出したのですから、ただこれを不問に付しておくわけにいきませんので質問するわけなんです。出しておきながらどういう理由で撤回したのか、こういうことを追及する意味で言つてゐるのではないのですが、ちよつと聞いておいたらよろうと思ひますので伺ひます。

○小幡政府委員 板付の整理案が出ましたときは、その職場の定員が削減された関係で一時そ

う案が出たのでありますが、その後鋭意折衝の結果、他の欠員の部面に振り当てをするといふことで大多數の者がそういうふうにならずに済むといふ結果になりました。その点は内心喜んでおります。

○枝村委員 では、この問題は質問はその程度でやめます。

その次に、空軍基地の施設中隊における大幅な機構改革が行なわれようとしておるとかあるいはすでに発表されたかといふように聞いておるわけなんです。特に三沢、立川、横田、板付、ジョンソンなどであるといふことなんでしょうが、これは事実でありますか。

○小幡政府委員 在日米空軍基地のいろいろなさういふ問題につきましては、機構改革は日本のみならず各地の米軍に一貫して施策として行なわれる予定でありまして、そのうちのひとつとして日本にもそういう機構改革があるといふことは事実であります。このことにつきましては防衛施設庁ではすでに内報を受けておりました。勤務上の問題につきましては現在協議中でございますが、現時点で申し上げられるのは、この機構改革の実施に際しましては従業員の人員整理を行なわない、しかし最小限の配置転換等は行なうことがあるかもしれない、こういう見込みを現在では了承いたしております。

○枝村委員 現地ではすでにそういう構想に基づいて具体的に計画が進められておるわけなんです、ね、いまのお話を伺ひますと、それで、それぞれ関係者にそれは通告ないしは発表しておるといふ段階になつておるのですか、どういふことなんでしょうか。

○江藤政府委員 これは先ほど長官から御説明しましたように、米軍におきましては、必ずしも在日米軍に限らず、各地の米軍の施設内において実施されておる機構改革でございます。すでに米軍のほうも大体の案ができておりました。それをわれわれのほうにも通知がありましたし、また現地の涉外労務管理機関と米軍との間におきまして具

体的な話し合いをいたしております。と申しますのは、これは人員整理はございませぬけれども、ある程度配置転換がございまして、一部の者は職位が下がる、不利な扱いを受ける者もございまして、そういう点なるべく不利な処遇のないようにすでに協議いたしております。

○枝村委員 そういふふうに進んでおるといふことですが、いままでの機構改革では必ずと言つていいほど人員整理があるわけですね。今回はない、ないと言つておられますけれども、ないことはないといふので、労働者側は非常な不安を持っておる。必ず今回もあるだろうといふふうに見ておる。この不安を具体的に解消するためには早く話をするといふことが一番大切だと思ふのです。

それはそれとして、そういう機構改革の問題についてのいわゆる協議権といふものは、労働協約が何かでいまの労使の間ではないわけですか、あるのですか。

○江藤政府委員 今回の機構改革は、いわゆる米軍のチェック・アンド・バランスの横制システムは基地単位の小さな規模においては非常に不便であるといふことで、縦制システムに切りかえようといふことでいまやつておるわけでありまふ。その結果職位の変更等が伴つて、ある者は職位が下がるということも起きます。したがつて、そのような労務管理上の問題になりますので、当然日米間で協議の対象になりますので、当然これは従来から基本労務契約に基づきまして日米間で事前に協議し、調整しながらその機構改革を実施していくということになっております。

○枝村委員 これは今度の機構改革で、当然身分の変更が伴うわけですね。身分の変更が伴うといふことになれば、労使の間で十分に協議を必要とするようにいまの協約が協定かではなつておるんでしよう。そうすれば、やはり早くそういう問題について労使の間で話し合いをし、協議を進めて不安解消をはかつてもらいたいといふことになるわけなんです、そういう意思ありやなしやといふことです。どうでしょう。

○江藤政府委員 今回の機構改革は縦割りシステムになります結果、管理者のポストがある程度減る。その結果、職位がランクダウンする人が出る可能性はあるわけであります。そうなりますと、これをそのまま放置しておきますと、やはり労働紛争の事例も起るわけであります。当然このような問題は事前に十分協議しまして人事措置をしなければならぬというふうに考えておりますので、現在現地の渉外労働管理機関と米軍との間におきまして、その具体的な人事措置をどうするか、人事発令をどういうふうにするかということについて協議いたしております。

○枝村委員 人員整理、首切りの問題になるわけですが、いまこれはないと言われましたので、ひとつ施設庁はつきりこの保障をしてもらいたいと思うのです。

〔佐々木(義)委員長代理退席、委員長着席〕
先ほど言いましたように、労働者は、そうはいってもしつやられるかわからぬといういままでの例がありますから、施設庁として、時期を明示せよといつてもそれは無理でしょうけれども、この問題については絶対にそういうことがない、もしあったらどうするかということとはまた別に、ないという保障はつきりできますか。

○小幡政府委員 御質問の、在日米空軍基地の機構改革ということに関して、その理由による整理は行なわせないということは、それは保障いたします。しかし、最小限の配置転換というふうなことはあり得るということとはひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○枝村委員 それでは、いわゆる離職者に対する政府の対策ですが、これについて質問いたしたいと思ひます。

駐留軍労働者は、この二十有余年にわたって基地の中で働いてきておりましたが、たびたびの人員整理によってやむなく離職させられる、そういう状態にあります。ですから常に不安定な雇用関係に立たされておると見ても、これは間違いないと思ひます。ですから、政府は、これらの不安をな

くするために、長期に安定させるという計画を立てるべきであると思ひます。この長期計画、安定計画という点に対して、加藤君から質問があつて、お答えがあつたと思ひますけれども、そういうものがあるとするならば、ひとつ説明していただきたいと思ひます。

○有馬政府委員 駐留軍労働者の雇用関係は、米軍の駐留に伴う問題でございますので、永遠に安定をしておるといふわけにはいかないと思ひます。そこでいろいろと離職者の対策を、特別措置法をつくつて講じてきておるわけでございます。私どももできるだけ雇用の安定ということについては、施設庁を通じて米軍側にも要望しておるわけでございますが、ほかの企業と違つて、永遠に続くというわけにはいかないだろうという考え方でございます。

○枝村委員 それはそれでしよう。永遠に続くわけはないわけなんです。これは一九七〇年の時点との問題もあります。これはあとから質問いたしますが、さしあたり当面は離職者の再就職について全力をあげる、あるいはいろいろのめんどろを見る、そのためにいまの臨時措置法ですか、この法律があるわけなんです。そこで、いまのこの臨時措置法でいろいろ定められておるわけなんです。それは実際にどういふふうに行なわれておるかという点について、ひとつ質問していきたいと思ひます。その前に、その臨時措置法ができたときには、大体労働省が主管でやったのか、それともほかのところがやったのかということなんです。いま中央協議会ができておりますが、その会長は総理府の総務長官で、労働大臣じゃないわけなんです。そうなんです、できた当時はそういうふうにとこがやつて、いまごろになつて労働省が主としてやつておるといふことなんです。一体これはどが中心になつてやつておるか。もちろん労働省と言われるでしょうけれども、いままでの歴史的な経緯から見まして、どうもずつと変わつていっておるような気がするわけなんです。ですから、政府としてはこの問題にはん

どうにどういふふうにいづゆる腰を据えて取り組もうとしておるのか、こういう点についてまず第一に聞きたいわけなんです。しっかりと取り組む気持ちがあるのかないのか、こういうことなんです。

○早川国務大臣 離職者対策につきましては、当然労働省が全責任を持つて対策を講じていくつもりでございます。

○枝村委員 先ほどちょっと言いましたように、中央には離職協があります。それから都道府県、市町村にも地方協議会がそれぞれ設置されておるわけなんです。今日その協議会がどのように活動しておるのかというのを聞きたいわけなんです。今回のこの臨時措置法の一部を改正する法律案は、そういう協議会を通じて相談をしたり協議したりという経緯を通過してこの国会に提出されておるように聞いておらぬわけなんです。それは事実ですか。

○有馬政府委員 地方協議会は御承知のように都道府県に八府県、それから市町村で十八市町にございまして、今回の改正につきましては、この地方協議会から意見の具申という形でできたわけではございませんで、石炭の離職者対策が一方において進んでまいりまして、これとの関連におきまして今回の駐留軍の離職者対策につきましても、石炭離職者対策と平仄をできるだけ合わせたいという、こういう考え方でおるわけでございまして、お願いをしておるわけでございます。

○枝村委員 お願いをしておるわけなんです。その手続として中央協議会あたりで一応相談するとかいろいろはかつてみるというふうなことは元来すべきではないのですか、たとえ簡単な問題であつても。そういうことを聞いておるのです。

○有馬政府委員 昨年の法改正によりまして、これは衆議院の修正によりまして労働省に離職者対策の審議会ができました。この審議会には今回の法改正の考え方について十分おはかりを申し上げて、そして法案の作成をいたした次第でございます。

○枝村委員 それなら、中央協議会とか地方協議会というのはいくつという仕事をなさるのですか。ひとつ説明してください。

○有馬政府委員 昨年労働省の諮問機関として審議会ができましたので、離職者対策につきましてはこの審議会が中心になつて諮問機関としての活躍をするわけでございますが、御承知のように従来から中央離職協というものがございまして、これはさらに広い立場に立つて、国有財産の活用とかあるいは資金のあつせんとか、いろいろな離職者対策法に書いてあります事項がございまして、そういった問題を含めまして、総理府に置かれております中央離職協において審議をする。それからさらに先ほど申しました都道府県並に市町村に置かれております地方協議会は現地的な具体的な離職者対策について協議をする、こういうふうな三本立てになつておりますので、それぞれの審議機関の御意見は十分に尊重してまいるつもりでございます。

○枝村委員 まいるつもりはわかるのですが、実際に活動しておるのですかどうですか、中央地方を通じてこの離職協は。

○有馬政府委員 それぞれの審議会、協議会が実際に活動を、審議をいたしております。中央は中央なりにいたしております。

○枝村委員 私のほうでいろいろ聞いたところによれば、どうもこの活動が次第に鈍つてきておる。というところは、労働省とは言わぬにしても、いまの政府が離職者に対して真剣になつて対策に取り組むということではなく、次第に冷淡な態度になりつつあるというふうに見受けられるわけなんです。そうでないと思はれたらいいんけつこうであります。いろいろあとから申し上げますような理由もありまして、どうも調子がおかしくなつてきておるといふふうに見るわけですが、そういうことはありませんか。

○有馬政府委員 従来に比較して低調になつたというふうな傾向はないと思ひます。特に、昨年労働省に設けられました審議会は相当活発に御意見

も出ておりますし、それから現地の状況も具体的に検討をいたしております。そういう傾向は全然ないと思います。

○枝村委員 それで、もう少し具体的に聞いていくわけですが、この三章の十条によって職業訓練等についての特別の措置をするようになっておるわけですが、今日のその状況をひとつ私にわかるように説明してもらいたいと思います。

○有馬政府委員 三十五年度あたりから離職者も一段と減少してまいっておりますが、これに伴いまして訓練の実施状況は数の上では多少減りつつございます。すなわち三十九年度におきましては七百四十七人でありましたが、四十年では三百十六人、四十一年度は百十三人、こういうふうに訓練の実施状況としては訓練生の数が減ってまいっておりますが、これはもちろん離職者の状況によって訓練をいたすわけでございまして、最近では多少数が減っております、こういう状態でござい

ます。

○枝村委員 それだけの原因ではないと思うのですが、ほかに何かその原因をあなたのほうでつかまえておれば報告してもらいたいと思ひます。数が減ったということだけでなく、その他のいろいろ環境とか施設の問題とか事情はあると思うのですが、何かほかに事情があるならば知らせていただきたいと思ひます。

○江藤政府委員 ただいま労働省のほうから御答弁がありましたが、そのほかに、私のほうから基地内において現職者に対して職業訓練を実施いたしております。これが大体年間予算約二千万円程度でやっておりますわけですが、これらの人員がおおむねと申しますか、かなり基地内における職業訓練を受けてまいりました結果、離職後の職業訓練を受ける人の数が逐次減っておりますのではないかと、一つの原因として考えられるのではなからうか、かように考えます。

○枝村委員 就職指導がやはりいまのような調子のものもいろいろ行なわれておるわけですが、

労働省としては具体的にどのように行なっておるか、この点について伺ひます。

○有馬政府委員 この三月末現在におきまして、就職指導の認定件数が千二百二十七人でござい

ます。そのうち就職した者が百九十四人で、この三月末現在において指導票を持っておる者が八百九十二人、こういうことに相なっております。

○枝村委員 次に伺ひます。離職者のために住宅を与えるという便宜措置があるわけなんです、それが返還されて国有財産になっておる住宅をどのくらいこの離職者が使用しておるか、利用状況をひとつ知らせてください。

○江藤政府委員 具体的な数字をいま持っておりませんのでお答えしにくいわけでございますが、従来米軍が基地を持っていた当時に国有財産の宿舎に入っておった者が、その後基地が閉鎖になりまして、そのままその宿舎に残っておるというケース――北海道の場合あるいは千歳等すでに離職した人でまだその宿舎に残っておるというケースは若干ございます。戸数にしては、そう

たくさんはないと思ひますが、大体百世帯前後の見込みじゃないかと思ひますが、百世帯前後のいから百くらいというのか、それともほかの事情があつて、あいておつても入らぬというので、結局百世帯くらいしか入っていないということになるのですか。

○江藤政府委員 従来提供しておった施設の中に旧陸軍の宿舎がございました。その宿舎に当時在日米軍が従業員を雇用した場合に、なかなか住宅がないということとでその住宅を一部改装しまして、従業員を入れた。ところがその後基地が閉鎖になりましてけれども、その宿舎に入つておる従業員が他の住宅に移転するというのが非常に困難であるということとで、そのまま居残つておると

いうのが約百世帯くらいございます。

○枝村委員 それではここに規定されておる、いわゆる住宅を与えるように配慮するというこの項

目は、実際には何にも行なわれていないということになるわけなんです。この条文は有名無実で存在しておるということになるわけですか。

○江藤政府委員 大体において駐留軍従業員には国設宿舎が一般公務員のように提供されております。大体現地採用ということになっておりますので、従来から国設宿舎というものがほとんど整備されてないのが実情であります。ただ、いま申しましたのは、たまたま従来の旧陸軍の宿舎が残つておつたということで、便宜提供の意味でその宿舎に居住を許可しておつたというものが、その後基地が閉鎖になった後におきまして、あるいは退職した後におきまして、他に移動する場所がないので、そのまま残つておるというのが実情でございます。もちろんそれらのものにつきましても、漸次市町村当局と話し合ひまして、なるべく市営住宅等に移つてもらふというような措置をとっております。

○枝村委員 今回の臨時措置法の改正によつて、あるいはまたいろいろ関連の法律があるのですが、この適用を十分にすることによつて、あるいはまた行政指導の面を非常に強化することによつて、いまの駐留軍関係の離職者が少しでも生活の権利が守られていく、こういうふうになるように、実際に地方に参りますと、そうはいかないということになっておる。これも加藤君からそういう意味の質問が行なわれたと思ひますが、とにかく駐留軍の離職者は中高年齢層の人が非常に多いのでありますから、再就職といつてもきつめて困難である、こういうことはお認めになると思ひます。そういう離職者がどういうふうになつて就業したか、就職したか、あるいは失業状態にあるかというところについて調査はされておると思ひますが、最近の統計で明らかにされておるものがあればひとつ明示してもらいたいと思ひます。

○有馬政府委員 三十二年度から四十一年度までの離職者のうちで、安定所に求職を申し込んで来られた方々の人数は十七万八千人でござい

ます。

○枝村委員 これらの方々に對しまして、安定機関が就職のあつせんをいたしまして就職した者が四万九千人でございます。就職率は二七・五％、こういう状態に相なっております。

○枝村委員 四十一年七月一日現在で向こう一年間調査した資料があるわけなんです、確かに就職率は以前よりよくなつておるように思ひます。九百六十九名を対象として調査した結果、明らかにされておるのは就職者が四五・二％、それから就業者が一〇・七％、失業中である者は四四・

一％あるわけなんです。問題は失業の問題です。確かに最近の三年間では年々減少の傾向を示しておつて、非常に明るい面が見られるのでありますけれども、この比率がそうなるからといって、全面的にこれはよろしい、回復してきたというわけにはまいらぬのであります。それはなぜかという点、先ほど言ひましたように中高年齢者、三十五歳以上の人たちが非常に多いわけなんです。この者たちだけでも確かに若干の失業者が減つておるわけなんです。確かに三十九年の調査では七四・一％に對して、この調査では七一・二％ということと、若干の減りはありますけれども、大差はないということなんです。そう見ますと、やはりそういう人たちに對する離職者対策というものは特に政府として考へていかなければならぬのじゃないかと思ひますが、この点について政府は、そういう人たちに對しどういう心あたたまる対策をとるかという点について、その方針を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○有馬政府委員 駐留軍離職者の方々の年齢構成は、中高年齢者、特に五十歳代の高年齢者が相当大きな比重を占めております。従来から雇用労働者としての職場をあつせんすることを中心に援護対策を講じてきておつたのでござい

ますが、これだけでは不十分な面がござい

ます。現に帰趨調査あるいは自営の希望調査等をやりますと、調査の対象によつて違ひますが、東京都の場合には九・五％までが自営をしたい、こういうふうな数字が出ております。施設庁の調査によりまして、四・

一％

一％

一％

一％

一％

一％

一％

六〇程度の自営業開始の実績がございます。そういった観点からいたしますならば、今回改正をお願いいたしておりますような、自営業のための援助対策を十分考えていく必要があるのではないかと。このことによつてさらに離職者の就業対策が、一歩前進するという考え方で、今後離職者の就業対策の万全を期していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○枝村委員 今回の法改正で、そういう措置がされるというところはいいことなんでしょうが、しかし、いまのような社会情勢では、焼酎に水というのを加えてはたいへん失礼にあたりますが、ちよつと間違へば、百万円の融資をしても、何にもならなくなるといふおそれがあるわけなんです。いままで自立営業を行なっているのは二百六十社で約一万八千人の人数が従事してあるというところは私存しておるわけでありまして、これらの人たちはいわゆる業者に対して援助をしてもらつたものだと思う。しかも、やつておるのは地方の行政機関がやつておるので、国として——今度から、いま言うような調子で法改正してやるけれども、いままではあまりなかったのではなからうか、こういうふうになつておるわけなんです。ですから、今回の改正に伴つて、一つの糸口というか窓口ができたのですから、もう少し積極的にこういう自立営業をやつておる経営体へ援助していくべきであるというふうになつておるわけなんです。その点について御答弁をお願いいたします。

○有馬政府委員 従来からも離職者のために融資のあつせん等はやつておりますし、その実績も相当ございますけれども、御指摘のように、地方団体が営業資金あるいは設備の助成金という形で援助し、援護しておるといふ実績も相当ございます。これらに加えて、今回債務の保証制度を創設するということになりますので、さらに一段と融資が受けやすくなるということになるかと思ひます。地方団体のやつておる助成制度も、われ

われとしてはできるだけ拡充していきたいというふうな考えでございますので、両々相まつて、自営業対策としての万全を期していきたいと思ひます。

○枝村委員 何回も言うようですが、いまの社会情勢では、中小企業あたりは戦後最高と言われるほどどんどん倒れておるのですから、これを政府はわずかに百万の融資ですけれども、他の地方団体がそれに勇気を得て、いままでより以上な額を融資するということになつてくれば、それはけっこうなことでありまして、それにしてもいま言ひましたように世の中がこういう非常に困つた状態であるだけに、よほどの援助、よほどの指導、そうしてあたたいか手を伸ばさない限りにおいては、いつつぶれるかわからぬということになると思ひます。ですから、せつかくこういう法改正ができたのですから、離職者対策をますます強化するために、先ほどから言ひましたように、臨時措置法を徹底的に守つていく、これによる行政をしつかりやつてもらいたいと思ひわけでありまして、その点についての政府の姿勢を労働大臣から聞きたいと思ひます。

○早川國務大臣 中高年の方がたいへん多うございますので、枝村委員の御指摘のように今回の法律を契機といたしまして、自営業の方面に大いにチャンスを与えていくことを今後とも努力をしてまいりたいと思ひます。

○枝村委員 その次に、駐留軍労働者の将来、といつてそう遠い将来ではありませんが、いまからの生活不安を解消させるためにひとつ明らかにしたい点があるわけなんです。それは簡単にいへば、一九七〇年で安条条約が改定される時期になります。それから駐留軍労働者は、安条条約第六条に基づく地位協定の第十二条の二項あるいは四項、これによつて勤務に従事するようになつておるのでありますから、もし安条条約がなくなれば、地位協定もなくなり、それから労働者も必要なくなる。そうなりますと、駐留軍労働者の生活権に及ぶ問題になつてくるわけなんです。

す。ですから、どうしてもこの安条条約と切り離して駐留軍労働者の生活権のことは考えられないわけでありまして。しかも、それがあと数年に迫つてきておるので、その点について質問いたすわけでありまして、先ほどちよつと言ひましたように安条条約、地位協定、それによつて労働者がある、こういう関係については間違ひないでしよう。

○小幡政府委員 間違ひございません。

○枝村委員 ですから、先ほどから言ひますように、安条条約が廃棄されたら、地位協定、労働者の存在もなくなる、こういうことになるわけなんです。そうすると、一九七〇年までの期間は一応保障されるということになるわけなんです。しかし、いまの臨時措置法では、三十三年ですが、できて十年間の効力ですから、来年の五月にはこれは失われるわけなんです。いまの臨時措置法からいへば、来年までということになるわけなんです。が、この問題については、またあとから質問いたしますが、いづれにしてもいま言ひましたように安条条約があるまで一応駐留軍の労働者というものはある。それに対していろいろな保障がされるわけなんです。ですから、いまの段階では一九七〇年のことがわかりませんので、労働者が非常な不安を持つておるといふように私も見ておるわけなんです。政府当局もそういうことに関連して、いま置かれておる労働者の状態といふものをそういう意味で不安を持つておるといふことを認めるかどうか。ちよつとおかしな質問になりますけれども、そういう関係で、労働者が非常に不安な感じを持つておるといふことを政府は認めるか認めぬか、こういうことを質問いたしたいと思ひます。

○早川國務大臣 労働者が一九七〇年で安条が切れるのではないかとということで非常に不安を持つておるといふことのようにございまして、佐藤総理が予算委員会あるいは本会議において、たびたび言明されておられますように、日米安条体制は、自由民主党政府が健在である限り長期にその

体制は固定すると言つておりますから、その限度において、何ら不安がないと考へていただきたいと思ひます。

○枝村委員 それは、佐藤さんが政権を担当している限りということなんですけれども、それで、ほかにだれかわつて政権を担当して、こうした安条条約を廃棄するということになるとも限らぬわけなんです。そういう場合には、やはり一応考へておかなければいかぬのではないでしようか。だとすれば、この安条改定期におけるそのときの措置、それから以後の駐留軍労働者に対する対策といふものをやはり考へておかなければならぬのじゃないか、こういうふうな考へるわけなんです。ですから、佐藤さんのときは、安心してよろしい——これも安心できるかどうかわかりませんが、せつかく、この安条改定期における政治的情勢はそうまいこといかぬかもわかりません。そういうことを考へた場合に、政府としてちゃんと考へておかなければならぬのではないかと、いふことをお聞きしておるわけでありまして。

○早川國務大臣 佐藤政権が続く限りというだけのみならず、自由民主党の基本政策が日米安条体制の堅持となつておりますから、いま党内のいろいろ御議論を聞きまして、一九七〇年で安条を廃止すべしという意見は少しも出ておらない。自動的に延長するから、あるいは十年か、こういうわけでございますから、安条廃棄を目的とする社会党政権ができるという場合なら別ですけれども、自民政権が続く限り、当分長期にわたつて御心配はないものと私は考へております。

○枝村委員 政府の態度はそういうことであります。しかし、時間があればもう少し突っ込んでいくわけなんですけれども、時間もあまりありません。それで、とにかく佐藤さんもそれ以前の人たちも、この安条の問題についていろいろ態度表明をされておられますが、具体的に、ではどう取り扱ひをするか、こういう問題についてははっきりしておらぬと思ひます。いま労働大臣も言われたように、十年にするかあるいは十五年に固定

するか、あるいは自動延長で知らぬ顔をして通すか、こういう点がはっきりしておりませんので、この際、先ほど言いましたように——この問題だけでいろいろ論議し、質問をいたしますと、これは場が違ふといつてけられるかも知れません、が、少なくとも、先ほど言いましたように、駐留軍関係についておる労働者の生活権にかかわる問題でありますから、その関連として質問していかねばならぬと思います。

それで条約の十条の解釈については、これはいろいろあると思うのです。ここへ外務省の安全保障課長いらっしゃいますか。——では、もう一度聞きますが、いま言いましたように、政府としてどう取り扱うかというはつきりした統一見解というものはないと見てよろしいのです。ただ、十条の解釈については、政府の公式な見解として受け取つてもいい、こういうことが、外務委員会あたりでは三木さんから説明されておりますし、佐藤総理そのものも、そういうことをしばしば言つておるようでありまして、いまから、一九七〇年にはそれをどう取り扱うかというところについての統一見解というものは、政府にはいまのところはつきりしていない、党内にはいろいろな論議はありますけれども、はつきりしていないというように見てよろしいんですか。

○早川国務大臣 私は、予算総会の総理の御答弁は、長期にわたつて日米安保体制を堅持するというお答えであつたと思うわけでございます。ですから、それをどういうこまかいいろいろな方法——方法論はまだきまつておりませんが、それだけで駐留軍の労働者の方々が相対的に配られることもないではないだろうか。しかし、一挙に世界平和が実現するとか、あるいは安保廃棄の社会党政権ができるか、そういうことになればこれは別個の問題ですけれども、自民党政権が続く限り、日米安保体制は世界の平和が確保されるまではという意味だと思ひますが、これが公式の総理大臣の御答弁だつたと存じます。

○枝村委員 その問題、またちょっと留保しておきますが、そうだとすれば、今度は現実の問題になるんですけれども、先ほどちょっと言いましたように、臨時措置法が来年の五月で切れるんです。失効するわけなんですか。

○早川国務大臣 お説のように昭和四十三年五月で失効することになっておりますが、その時点において、離職者の発生状況等を総合的に勘案いたしまして、当然期間の延長等につきましては検討をしまひたいと考えております。

○枝村委員 それでは、来年に失効する段階になつたら、その時点で考えるということではなく、臨時措置法をさらに延長していくというふうに受け取つていいのですか。

○早川国務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、その時点において離職者の発生状況をにらみまして、全然発生しないような状況であればこれは別ですけれども、良識的に検討をしまひたいと思ひます。

○枝村委員 それでは、先ほど、自民政府が続く限り、佐藤内閣が続く限り絶対に安心していらつしやいませと、こういうことをはつきりおつしやいましたものですか。ですから、その時点にならうがなるまいが、離職者に対する対策というものはちゃんと持つということではなればならぬ、そういうふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○早川国務大臣 自民党内閣である限り、佐藤内閣がかわりまして、そのときの大蔵の答弁といふものは連続性を持つておりますから、私が労働大臣でなくなつた場合でも、やはりいまお答えしたような趣旨で、離職者の発生状況をにらみまして十分検討をいたします、こういうことをお答えいたします次第でございます。

○枝村委員 まあ私もどつとすれば、何年で失効するということではなくして、たとえば、安保条約によつてこれがあるんですから、それに伴つて駐留軍の労働者が生まれてきて、それから離職者という現象が起きてくるわけなんです、できるならば、

これはもう自民党であらうが何であらうが、安保条約が廃棄されるまで——廃棄されても、その後数年間はこの離職者臨時措置法を適用する、生かすというふうな考え方をしたとね、先ほどから言うように、駐留軍関係の労働者は非常に不安を抱くということなんです。安保がなくなればおれたちも職場がなくなるんだということ、これははつきりしております。しかし、それも三年か四年後にこの法律というものはなくなつていく、こういうようなことがされれば安心して仕事ができるということになつていくのじゃないか、これは子供でも考えることなんです。そういう決意——と言つてはおかしいのですが、政府の態度を突は明らかにしてもらいたいと思つておるわけなんです、そういう考え方はありませんか。

○早川国務大臣 世界情勢が激変してくるといふ場合なら別でありますし、また安保廃棄を唱へる社会党政権ができるかといふような場合は別ですけれども、いやしくも自民党内閣が続く限り、佐藤さんの御言明のとおり、長期に日米安保体制を堅持すると申されておるわけでありまして、から、一九七〇年以後どうなるかという御心配はそういう意味ではないのではないかと、私はかように考えておるわけでございます。

○枝村委員 いま労働大臣は佐藤さんの最も信任の厚い方でありまして、この際、安保の条約をどういう形で一九七〇年には取り扱ひをするか、方法ですね、方法についてひとつ聞いてみたと思ひますが、お答えできますか。いまあなたのはうの党内にいろいろ事情があることは知つておりますが、その中で労働大臣はどういうふうな見解を持たれておるか。

○早川国務大臣 自動延長が十年の再延期かといふことはその時点で考えるべきことであります。が、私も自民黨員あるいは現在の国務大臣として、佐藤総理の言われるように、長期に安保体制は堅持するといふお答えだけは申し上げられると思ひます。それ以外には申し上げられなくておるわけなんです、そういう時点ではございませ

んので、御答弁のできないことをまことに残念に思ひます。

○枝村委員 それはおれは答えられぬ、こう申されればしかたがないわけなんですけれども、少なくとも片や国民の中には、この改定期において廃棄すべきだといふ大きな世論があります。片やいまの自民党、佐藤さんを代表とする人たちは、これは長期に結んでいくべきだといふのがあつたわけなんです。そういう争点に一九七〇年になるわけなんです。それから、どつちになるかならぬか、それはやつてみなければわからぬことなんです、そういうことになつて当然予想されますので、この際、政府もはつきりどこの委員会であらうが、この統一見解というものを述べて、これはもう通告によつて一年後に失効するとかいふようなことでなく十年も十五年も固定したものにするという意見ならば、そういうふうな述べたに自動延長で知らぬ顔をしてやろうといふ考え方を述べておれば、それといふやうな態度をはつきり今日の段階で表明すべきだと思ひます。それにはいろいろ資料をわれわれも持つております。これは単に外務委員会とか予算委員会とか本会議だけの質問でなく、あらゆるところで生じてくる問題なんです。とりわけこの駐留軍労働者の問題を抱いておる社労委では、それだけハつきりした考え方を述べていただくならば、それがよかれあしかれ一定の方向として労働者がつかんで安心して生活ができる、あるいは仕事ができるということになるわけなんです。ですから、私はまだ引き続いてその問題についていろいろ資料を出してあなたの御意見を聞きたいと思つておりましたけれども、時間もきましたので、一応ここで質問は終わらずに留保しておきたいと思ひます。

○川野委員長 次会は、明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

社会労働委員会議録第八号中正誤
一ページ四段三十行及び三十一行は削るべきの誤り。

昭和四十二年六月十二日印刷

昭和四十二年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷局 大蔵省印刷局